

石狩市障がい者福祉計画（改定案）

第4期障がい者計画

第6期障がい福祉計画

第2期障がい児福祉計画

石 狩 市

目次

第1章 総論

1. 計画策定にあたって	3
2. 本計画の位置づけ、策定方法、他計画との関係	4
3. 計画の推進体制	7

第2章 計画の現状と課題

1. 障がいのある人の総数・市内事業所数	9
2. 第3期障がい者計画の検証	14
3. 団体ヒアリング調査結果	21
4. アンケート調査結果	26
5. 事業所アンケート調査結果	34
6. 計画策定において踏まえるべき課題	42

第3章 基本理念と重点的な取り組み

1. 基本理念	46
2. 重点的な取り組み	47
3. 施策の体系	49

第4章 各論

I 共生のまち	
施策の方向1 障がいへの誓いの促進	50
施策の方向2 安全・安心な生活環境の整備	51
II 安心して心豊かに暮らせるまち	
施策の方向1 情報・コミュニケーション支援の充実	52
施策の方向2 災害に備えた対策の取り組み	53
施策の方向3 感染症等に対応した支援の充実	54
施策の方向4 権利擁護体制の充実	55
施策の方向5 親なき後支援の充実	57
III 子育てしやすいまち	
施策の方向1 障がいや発達に配慮が必要な子どもの支援の充実	58
施策の方向2 障がいのある子どものいる家族の支援の充実	59
施策の方向3 障がいのある子どもに対する教育の充実	60

IV 自分らしく生き生きと生活できるまち

施策の方向1	相談支援体制の充実	61
施策の方向2	地域で生活するために必要なサービスの充実	62
施策の方向3	就労支援と雇用促進	63
施策の方向4	保健・医療の充実	64
施策の方向5	社会参加の充実	65
施策の方向6	人材の育成・確保	66

第5章 第6期障がい福祉計画

1. 第5期計画の達成状況	67
2. 成果目標の設定	73
3. 重点施策	75
4. サービス必要量の見込	76
5. 見込量確保の方策	83

第6章 第2期障がい児福祉計画

1. 第1期計画の達成状況	84
2. 成果目標の設定	89
3. サービス必要量の見込	91
4. 見込量確保の方策	94

資 料

1. 石狩市障がい者福祉計画策定委員会の委員構成	95
2. 用語解説	96

第1章 総論

1 計画策定にあたって

平成23年8月に障害者基本法が改正され、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現を目指すことが掲げられ、また、平成25年4月には、障害者自立支援法が障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」として改正施行されました。

平成28年4月には障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体、民間事業者などにおける差別を解消するための措置などについて定めた

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。また、同年6月には障害者総合支援法が改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとし、平成30年4月から施行されました。

石狩市では、平成27年3月に「第3期障がい者計画」（平成27年度～令和2年度）を、平成30年3月には、「第5期障がい福祉計画」及び「第1期障がい児福祉計画」（平成30年度～令和2年度）を策定し、計画的な障がい者施策の推進を図っています。令和2年度には、現行の3計画の計画期間が終了となることから、これまでの計画の進捗状況及び数値目標の達成状況を検証し、国の計画・基本指針や道の計画、近年行われた制度改正を踏まえ、「第4期障がい者計画」、「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」を「石狩市障がい者福祉計画」として、一体的に策定するものとします。

※ 石狩市における「障害」にかかる「がい」の字の表記について

法令で定められている場合や固有名詞を除き、一般的に使用する場合は、「障がい」「障がい者」と表記することとしています。

2 本計画の位置づけ、策定方法、他計画との関係

(1) 計画の法的な位置づけと対象期間

① 石狩市障がい者計画

障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」に相当し、障害福祉サービスの提供体制の整備だけでなく、保健・医療・教育・社会参加・災害時の支援など、石狩市の障がい者施策の総合的な展開・推進を図るための計画として位置づけます。

② 石狩市障がい福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」に相当し、障害福祉サービス及び相談支援などの提供体制の確保に関する事項を定める、「石狩市障がい者計画」の実施計画として位置づけます。

③ 石狩市障がい児福祉計画

児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」に相当し、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項などを定める、「石狩市障がい者計画」の実施計画として位置づけます。

	【基本計画】	【実施計画】
	障害者基本法	障害者総合支援法 児童福祉法(平成30年度から)
平成27(2015)年度	石狩市第3期障がい者計画	石狩市第4期障がい福祉計画
平成28(2016)年度		
平成29(2017)年度		
平成30(2018)年度		石狩市第5期障がい福祉計画 石狩市第1期障がい児福祉計画
平成31(2019)年度		
令和2(2020)年度		
令和3(2021)年度	石狩市第4期障がい者計画	石狩市第6期障がい福祉計画 石狩市第2期障がい児福祉計画
令和4(2022)年度		
令和5(2023)年度		
令和6(2024)年度		石狩市第7期障がい福祉計画 石狩市第3期障がい児福祉計画
令和7(2025)年度		
令和8(2026)年度		

(2) 計画の策定方法

① 石狩市障がい者福祉計画策定委員会での審議

計画策定にあたり、市民参加の推進を図る観点から公募市民、学識経験者及び関係機関などにより構成される策定委員会を設置し、各種調査の実施内容や結果、計画内容などを検討しました。

② 第3期計画の評価・検証の実施

第3期障がい者計画の各施策・事業に関わる事項について、庁内関係各課や各関係機関に照会し、「石狩市障がい者福祉計画策定委員会」において、施策の現状や進捗状況などについての評価・検証を実施しました。

③ 関係団体調査の実施

障がいのある人の関係団体や支援機関に対して、石狩市の現状や課題を把握し、石狩市の障がい福祉のニーズや課題を整理することを目的として実施しました（令和2年8月20日～9月10日）。

④ アンケート調査の実施

障害者手帳の所持者及びその保護者より、石狩市が取り組んでいる施策についての意見や、今後の障がい福祉の発展に望むことなど、様々なニーズを把握した上で、計画策定のための基礎資料として活用することを目的として実施しました（令和2年8月20日～9月10日）。

⑤ 事業所アンケート調査の実施

石狩市内の障害福祉サービス等提供事業者より、「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」の各種サービスについて見込量や地域住民との相互理解などの実態を把握し、計画策定のための基礎資料として活用することを目的として実施しました（令和2年8月20日～9月10日）。

⑥ 石狩市地域自立支援協議会への意見聴取

計画案の策定にあたり石狩市地域自立支援協議会へ報告し、意見聴取を実施しました（1回目：令和2年10月8日～14日、2回目：令和2年11月17日）。

(3) 他計画との関係

本計画は、国の「第4次障害者基本計画」、北海道の「第2期北海道障がい者基本計画」との整合性を踏まえ、策定しています。

また、石狩市の「第5期総合計画」や「第4次地域福祉計画」及び個別計画（「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」「健康づくり計画」「子ども・子育て支援事業計画」「教育プラン」）と整合性を図るものとします。

3 計画の推進体制

(1) 石狩市障がい者福祉計画策定委員会

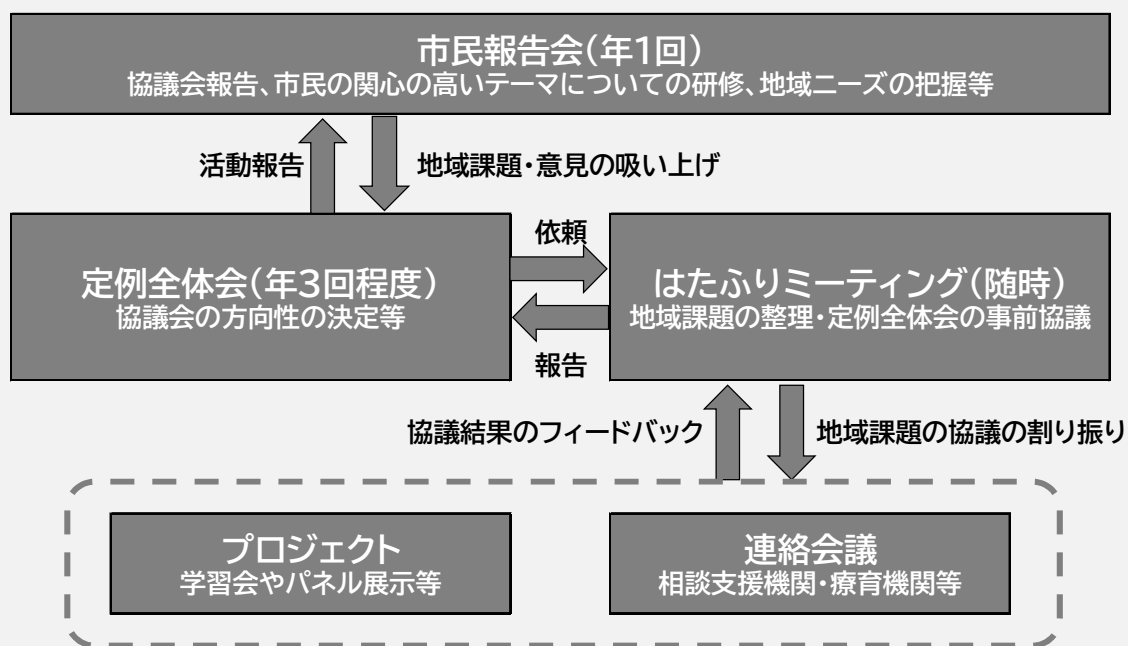
石狩市障がい者計画、石狩市障がい福祉計画、石狩市障がい児福祉計画の策定に関する審議及びこれらの計画に定める施策の進捗状況について評価をすることを目的として開催しています。

(2) 石狩市地域自立支援協議会

障害者総合支援法により市町村に設置する法定協議会で、石狩市では平成20年の設置以降、各プロジェクトの協議により様々な活動をしています。活動の内容については、市民の方を対象に市民報告会を毎年開催し報告しています。また、障がいのある人の地域生活を支援するために、当事者の参加のもと、地域の関係機関の連携、地域ニーズの把握など、ネットワーク化による支援体制の構築などに取り組んでいます。

今後、ニーズや状況に応じて、より実効性を持たせるような変容性のある体制にしていきます。

《現行の推進体制》

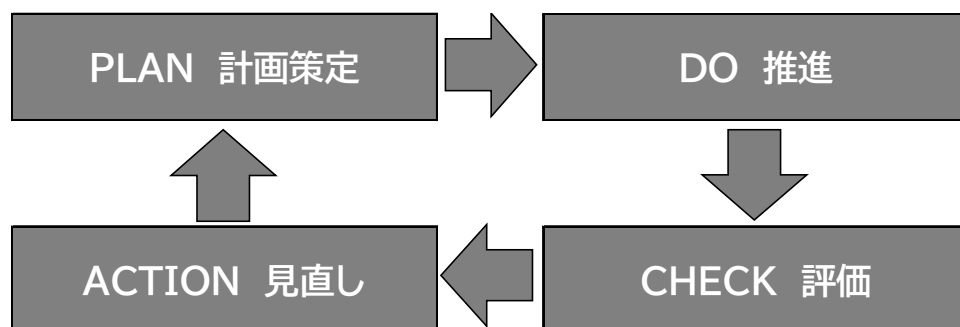


(3) 庁内の推進体制

障がい者施策については、保健、医療、教育、保育、福祉、防災、都市計画など全庁的な取り組みが必要なことから、本計画に基づく施策を推進するために、庁内関係部局相互の連携を図りながら総合的な施策の検討や計画的な実施に努めます。

(4) 計画の進行管理

石狩市障がい者福祉計画策定委員会の事務局である障がい福祉課において本計画の進捗状況の取りまとめを行うとともに、「PDCAサイクル」に基づいた計画の進捗管理を図るため、石狩市地域自立支援協議会の意見を聴きながら、策定委員会による各施策の実施状況などの評価・点検を行います。



第2章 計画の現状と課題

1 障がいのある人の総数・市内事業所数

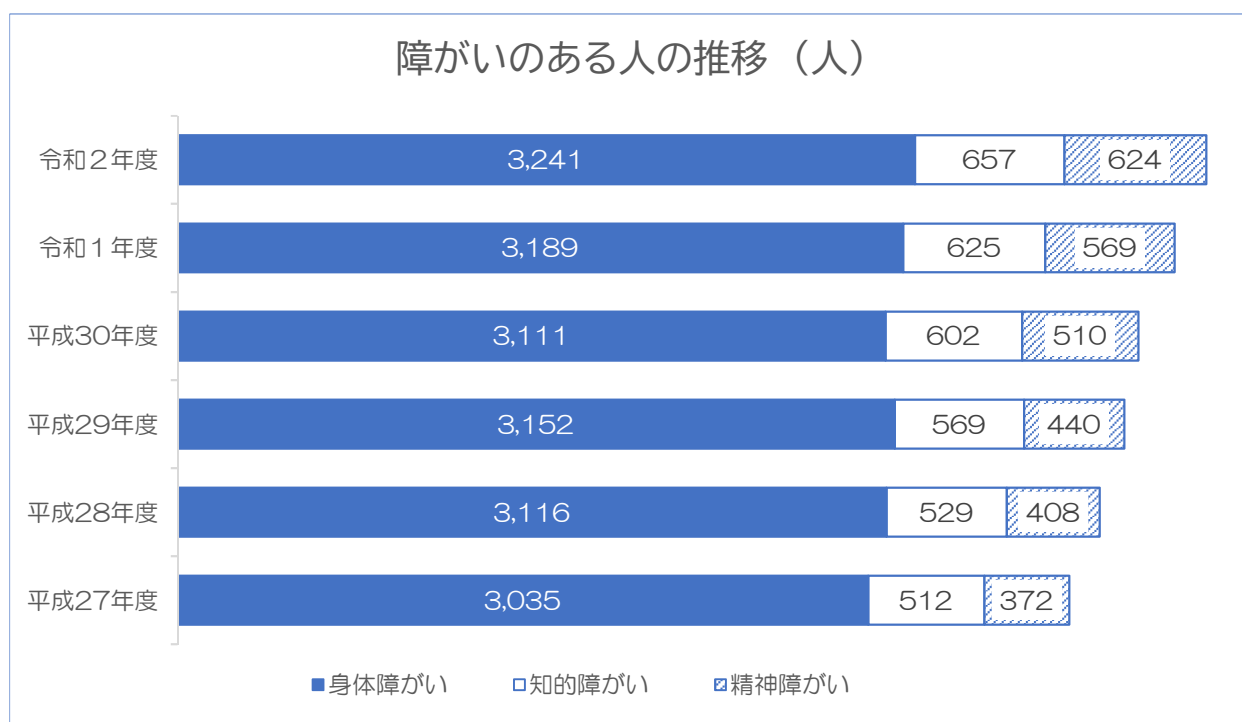
(1) 障がいのある人の総数

- 石狩市において障害者手帳を所持している人は、平成27年度は3,919人、令和2年度は4,522人となっており、年々増加傾向にあります。
- 令和2年度時点での石狩市の障害者手帳所持者数は、石狩市の総人口 58,221 人(令和2年3月31日現在)に対して約7.8%を占めています。
- 令和2年度の状況を障がい種別でみると、身体障がいが最も多く全体の71.7%、次いで知的障がい14.5%、精神障がい13.8%となっています。
- 精神障がいの増加割合が高く、平成27年度からの6年間で約1.7倍となっています。

(単位:人)

種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
身体障がい	3,035	3,116	3,152	3,111	3,189	3,241
知的障がい	512	529	569	602	625	657
精神障がい	372	408	440	510	569	624
計	3,919	4,053	4,161	4,223	4,383	4,522

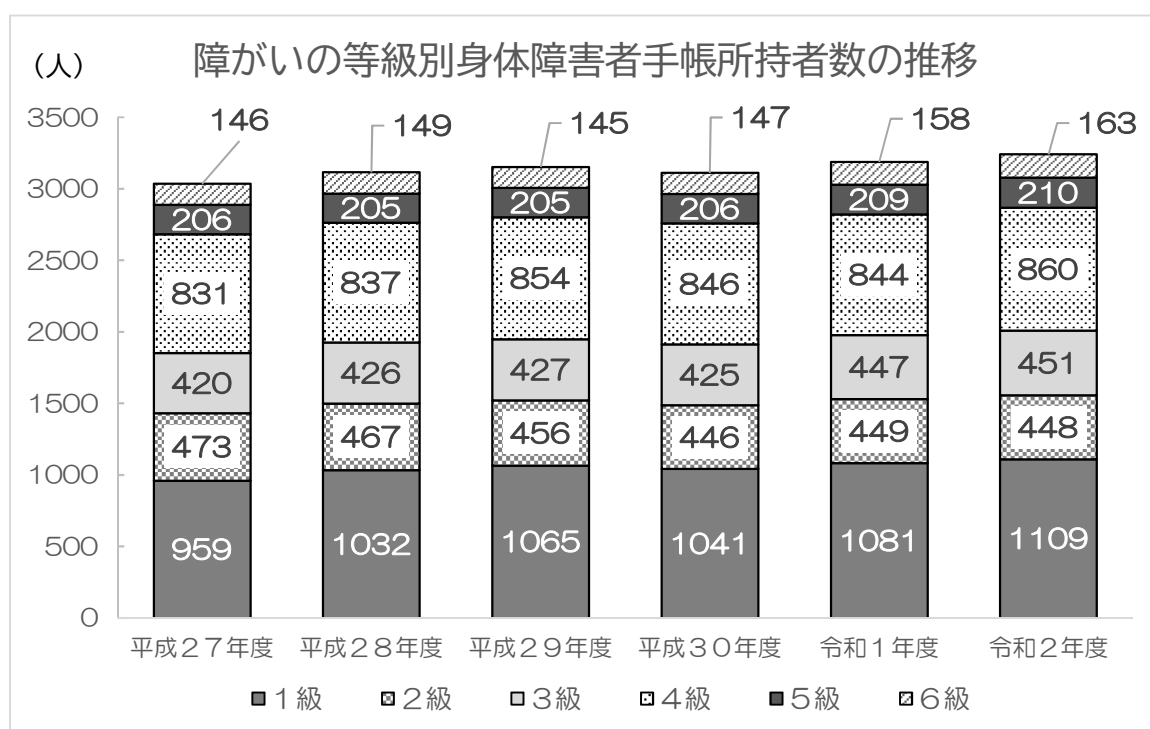
資料:石狩市障がい福祉課(障害者手帳所持者数、各年度4月1日現在)



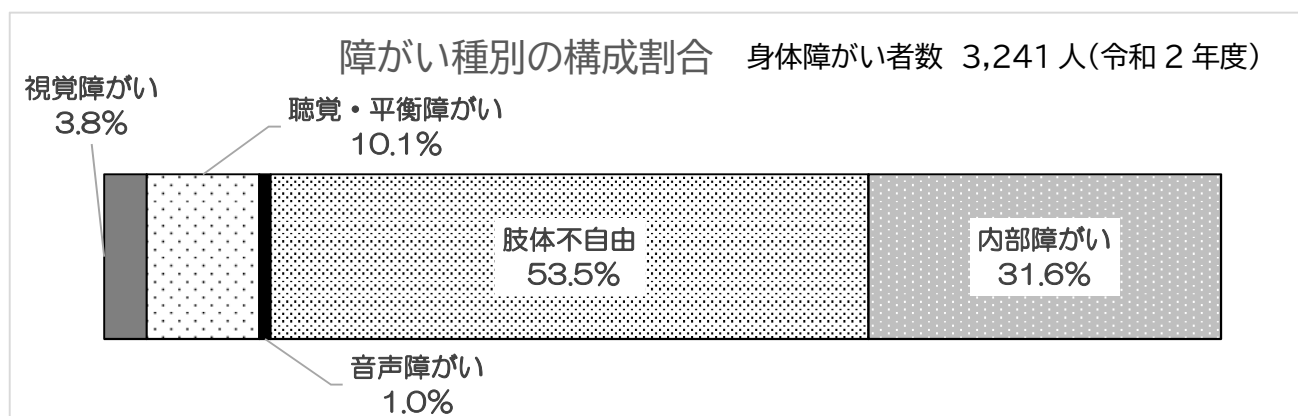
資料:石狩市障がい福祉課(障害者手帳所持者数、各年度4月1日現在)

(2) 身体障がいのある人

- 石狩市の身体障害者手帳所持者数は、平成27年度は3,035人、令和2年度は3,241人となっており、この6年間で206人増加しています。
- 令和2年度時点での身体障害者手帳所持者は、石狩市の総人口58,221人(令和2年3月31日現在)に対して約5.6%を占めています。
- 等級別でみると、令和2年度で1級が1,109人と最も多く、次いで4級が860人となっています。
- 令和2年度の障がい種別でみると、肢体不自由が53.5%と最も高く、次いで内部障がいが31.6%となっています。



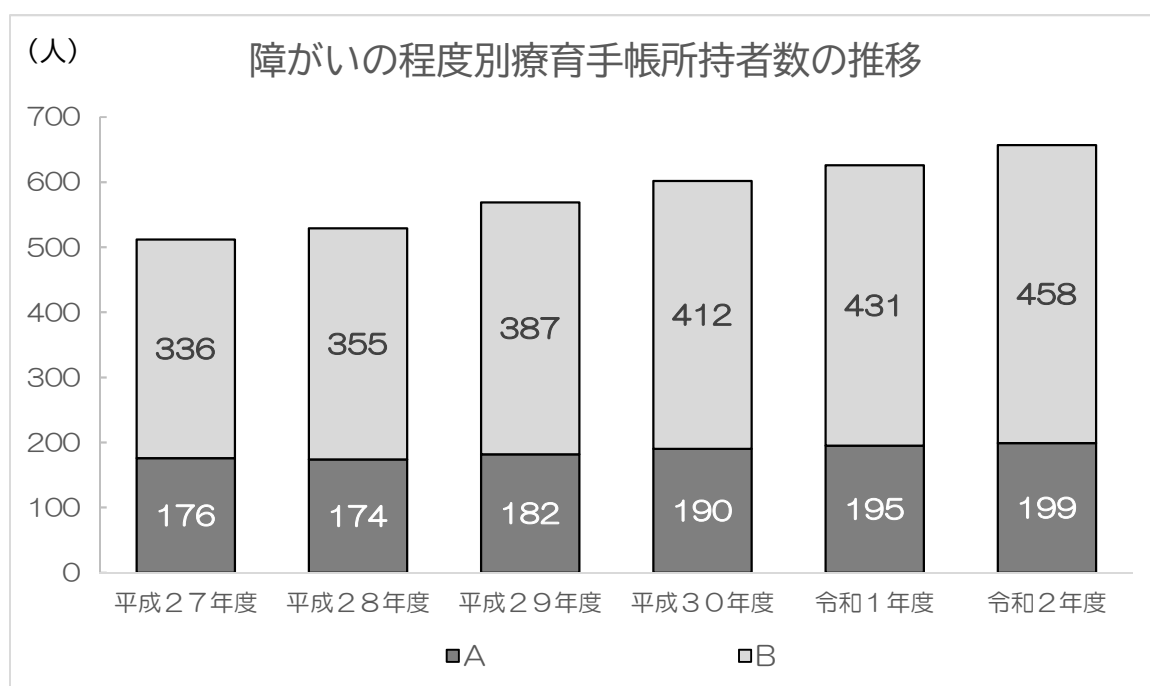
資料:石狩市障がい福祉課(身体障害者手帳所持者数、各年度4月1日現在)



資料:石狩市障がい福祉課(身体障害者手帳所持者数、令和2年4月1日現在)

(3) 知的障がいのある人

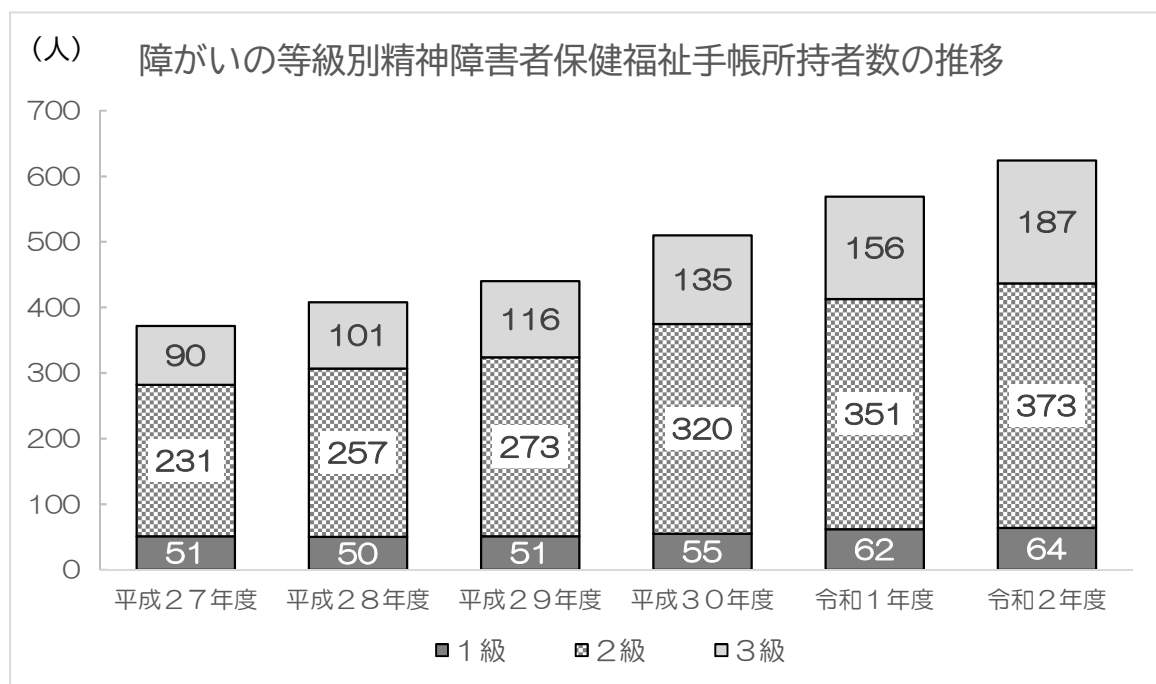
- 石狩市の療育手帳所持者数は、平成27年度は512人、令和2年度は657人となり、この6年間で145人増加しています。
- 令和2年度時点での療育手帳所持者は、石狩市の総人口58,221人(令和2年3月31日現在)に対して約1.1%を占めています。
- 程度別でみると、令和2年度でA判定が199人、B判定が458人となり、この6年間でB判定が122人増加しています。



資料:石狩市障がい福祉課(療育手帳所持者数、各年度4月1日現在)

(4) 精神障がいのある人

- 石狩市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成27年度は372人、令和2年度は624人となっており、この6年間で252人増加しています。
- 令和2年度時点での精神障害者保健福祉手帳所持者は、石狩市の総人口58,221人（令和2年3月31日現在）に対して約1.1%を占めています。
- 等級別でみると、令和2年度で2級が373人と最も多くなっています。



資料：石狩市障がい福祉課(精神障害者保健福祉手帳所持者数、各年度4月1日現在)

(5) 石狩市内にある障がい関係事業所の推移

- 平成27年度からの6年間で障害福祉サービス等を提供する事業所数に大きな変動はありません。
- 就労継続支援事業所については、A型が減少し、B型は6年間で2倍に増加しました。

(単位:事業所)

サービスの種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
居宅介護	10	11	13	11	12	10
重度訪問介護	10	11	11	11	12	10
行動援護	2	3	3	3	3	3
同行援護	3	4	4	4	3	2
生活介護	9	10	10	11	9	9
短期入所	4	4	4	4	5	5
共同生活援助	28	30	24	28	25	25
施設入所支援	2	2	2	2	2	2
就労移行支援	1	1	1	2	2	2
就労継続支援(A型)	3	2	3	2	2	1
就労継続支援(B型)	5	6	8	8	8	10
就労定着支援				0	1	1
地域移行支援				0	3	2
地域定着支援				0	3	2
計画相談支援	4	4	3	4	4	5
保育所等訪問支援	1	1	1	1	1	1
児童発達支援	8	9	10	15	12	12
放課後等デイサービス					14	14
居宅型児童発達支援				0	1	1
障害者就業・生活支援センター	1	1	1	1	1	1
地域活動支援センター	4	4	4	4	4	4

※各年度4月1日時点での事業所数、斜線部分は平成30年度からの新規事業

2 第3期障がい者計画の検証

第3期計画（平成27年度～令和2年度）では、計画の基本理念「誰もが幸せを実感でき、心豊かに安心して暮らすことができるまち」を実現するために、「共生のまち」「安心で心豊かに暮らせるまち」「自分らしく生き生きと生活できるまち」の3つの視点ごとに施策の方向を設定しました。

そして、令和3年度からの本計画の策定にあたり、計画の見直しや今後の推進方策のために、庁内関係各課や各関係機関に照会し、計画の取組状況についての検証を実施しました。

I-1 共生のまち 障がいの社会モデルの理解を広げる

障がいのある人が必要な支援を受けながら、地域の中で暮らしていくことができるよう、講演会やフェスタなどを開催し、共生のまちづくりを進めてきました。また、学校へ手話出前講座を実施したり、「障害者週間」に合わせて広報に特集記事の掲載をするなど、障がいに対する理解の促進を図りました。さらに、「障害者差別解消法」を周知するパンフレットを市内事業所に配布し、意識啓発を図りました。

【推進施策】

①	全国市町村初の制定となった「石狩市手話に関する基本条例」の理念を市民に広げることとあわせて、聞こえない人への理解からさらに、様々な障がいに対する理解が広がり、社会のしくみによって障がいという状況がつくられているという、いわゆる「障がいの社会モデル」という考え方が地域に広がるようにその取り組みを進めていきます。	継続実施
②	障がいについての市民の理解と関心を深めるため、「障害者週間」の周知を図ります。	継続実施
③	保育園、幼稚園、小・中学校の児童・生徒と障がいのある人が交流できる場づくりについて支援し、障がいに対する理解を促進します。	継続実施
④	障害者差別解消法の施行をきっかけとして、障がいのある人に対する理解がさらに広がるように、啓発・広報活動に努めていきます。	継続実施

I-2 共生のまち 生活環境のバリアフリー化の推進

障がいのある人が地域で安心して、快適な生活を送ることができるように、公共施設に、音声ガイドや視覚障がい者歩行誘導ソフトマットを設置し、生活環境の整備を行いました。また、イベントなどにおいて手話通訳者の配置やバリアフリーマットを設置するなど、誰もが参加しやすい環境整備を行いました。

【推進施策】

①	石狩市福祉のまちづくり条例に基づき、障がいのある人など誰もが安全かつ円滑に利用できるように、官公庁の施設・社会福祉施設、教育施設、商業施設などの公共的建築物、道路、公園などの整備を推進します。	継続実施
②	公共施設などにおいて、それぞれの障がい特性に応じた使いやすい環境や施設づくりについて、障がいのある人の声を聴きながら、バリアフリー化に努めていきます。	継続実施
③	市内で開催される各種イベントにおいて、手話通訳者の確保、車いすに配慮された会場づくりなど、誰もが参加しやすい環境整備を進めます。	継続実施

Ⅱ－１ 安心して心豊かに暮らせるまち 情報・コミュニケーション支援の充実

聴覚障がいのある人の日常生活におけるコミュニケーションを確保するため、手話通訳養成講座や要約筆記講習会などを実施しました。また、視覚障がいのある人へ『広報いしかり』などを音声データ化し、情報提供を行いました。

【推進施策】

①	聴覚障がいのある人の日常生活におけるコミュニケーションを確保するため、手話及び要約筆記の普及を促進します。	継続実施
②	視覚障がいのある人への情報伝達の方法、日常生活におけるコミュニケーションの確保などを図るためニーズを把握するとともに、支援のあり方を検討していきます。	継続実施

Ⅱ－２ 安心して心豊かに暮らせるまち 災害に備えた対策の取り組み

障がいのある人が地域で安心して暮らすために、平常時から災害による生活環境の変化などに対応でき、必要な時に適切な支援が受けられる地域の体制づくりを進めました。

災害時の情報伝達のために聞こえない人、手話のできる人に「災害時情報支援バンダナ」を配布しました。また、避難行動要支援者制度により、対象者の名簿を作成し、災害時の安否確認に活用しました。さらに、人工肛門・人工膀胱を造設した人（オストメイト）が、ストーマ用装具を福祉避難所に備蓄できる保管事業を実施しました。

【推進施策】

①	災害発生時における障がいのある人への情報伝達やコミュニケーション方法を検討し、災害時における障がいのある人への支援の充実に努めます。	拡充 実施
②	災害発生時における障がいのある人の安否確認の方法について、関係機関などと連携しながら、その体制づくりについて、検討していきます。	継続 実施
③	災害時の避難所における、障がい特性に応じた配慮について、地域、関係機関などと連携しながら、支援体制づくりについて、検討していきます。	継続 実施
④	障がいのある人が緊急時や災害時に、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくする「ヘルプカード」の利用・普及啓発に向けて、その取り組みを推進していきます。	継続 実施
⑤	地域で暮らす障がいのある人が、雪害によって日常生活に支障をきたさないように、支援できること及びその体制づくりについて検討していきます。	継続 実施

Ⅱ－３ 安心して心豊かに暮らせるまち 権利擁護体制の充実

知的障がいや精神障がいのある人など、判断能力が不十分な方の権利及び財産を擁護するため、成年後見センターを設置し、相談体制の構築を図りました。また、障がい者虐待の予防及び早期発見など、相談窓口を設置し、支援強化を図りました。さらに、「障害者差別解消法」に関する職員の対応要領及び職員対応マニュアルを策定し、制度を周知するなど、障がいを理由とする差別のないよう、適切な運用に努めました。

●権利擁護体制の充実【推進施策】

①	成年後見センターを設置し、成年後見制度相談体制を構築するとともに、制度の普及啓発を図っていきます。	継続 実施
②	法人後見の活動を安定的に実施するため、その組織体制を構築していきます。	継続 実施

●障がい者虐待の防止【推進施策】

①	障がい者虐待防止対策を図るため、市担当課及び市以外の相談窓口を設置し、障がい者虐待防止対策の支援強化を図ります。	継続 実施
---	--	----------

●障害者差別解消法【推進施策】

①	障害者差別解消法の施行に合わせて、行政機関である市において、差別の解消が図られるように法律の適切な運用に努めてきます。	継続 実施
---	---	----------

②	障害者差別解消法をきっかけとして、障がいのある人に対する理解がさらに広がり、障がいを理由とする差別のない地域社会を目指し、啓発・広報活動に努めていきます。	継続実施
---	---	------

Ⅱ－４ 安心して心豊かに暮らせるまち 親なき後支援

障がいのある人を長年支えてきた親がいなくなった後に発生する障がいのある人とその家族の不安について、障がいのある人、親などの意識や心配を把握しながら、支援のあり方を検討しました。また、障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる機能を有し、支援の拠点となる地域生活支援拠点等の整備に向け、引き続き検討を進めます。

【推進施策】

①	石狩市地域自立支援協議会を中心に、障がいのある人本人、親などの意識や心配な事柄について、その状況の把握をしていきます。	継続実施
②	障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる機能を有し、支援の拠点となる「地域生活支援拠点等」について、その必要性を検討していきます。	継続実施

Ⅲ－１ 自分らしく生き生きと生活できるまち 相談支援体制の充実

障がいのある人やその家族が、気軽に安心してサービス利用や生活上の悩みなどの様々な相談をすることができる「石狩市相談支援センター」を設置し、相談体制の充実を図りました。

【推進施策】

①	障がいのある人やその家族が、気軽に安心してサービス利用や生活上の悩みなどの様々な相談をすることができる「石狩市相談支援センター」の相談体制が充実するように、努めていきます。	継続実施
②	障害福祉サービスの利用支援や継続利用支援に関する相談と援助計画の作成を行う「計画相談支援」の体制整備に向けて、その方策を検討し、その体制づくりに努めていきます。	継続実施

Ⅲ－２ 自分らしく生き生きと生活できるまち 在宅生活に必要なサービスの充実

障がいのある人が地域で生き生きと生活でき、障がいの程度、種類、生活環境に応じたサービスが受けられるように在宅で受けられるサービスのニーズを把握しながら、サービスの充実に努めました。

【推進施策】

①	在宅の障がいのある人が日常生活をより円滑に行うことができるように、日常生活用具の給付事業の充実を図ります。	継続実施
②	介助者の入浴介助の軽減を図るため、入浴の困難な重度の障がいのある人に対する訪問入浴サービスを実施します。	継続実施
③	障がいのある人が、創作的活動や生産活動を通じて、社会との交流を促進する地域活動支援センターの運営を支援していきます。	継続実施
④	障がいのある人の日常生活を支援するための各種事業を推進していきます。	継続実施

Ⅲ－３ 自分らしく生き生きと生活できるまち

障がいや発達に配慮が必要な子どもの支援の充実

障がいや発達に配慮が必要な子どもの年齢、発達などに応じた支援の充実を図るため、「石狩市子ども発達支援センター」において、適切な訓練や療育を実施しました。また、保護者と支援機関の情報共有を促すための「サポートブック」を作成し、子ども発達支援センターや小・中学校の特別支援学級に通う児童・生徒にも配布しました。

【推進施策】

①	就学前の時期における子どもの成長・発達の確認と相談できる機会を充実させていきます。	継続実施
②	心身の障がいや発達に配慮が必要な子どもに対し、適切な訓練や療育が受けられるように「石狩市子ども発達支援センター」において支援していきます。	継続実施
③	ライフステージを通じた切れ目のない支援を受けるために有効なツールである「サポートブック」の活用に努めていきます。	継続実施

Ⅲ－４ 自分らしく生き生きと生活できるまち 外出支援の推進

障がいのある人が自由に地域との交流や社会参加が実現できるように、障がいのある

人の外出支援の充実を図るため、公共交通機関の利用が困難な人に福祉タクシー利用券を交付しました。また、地域活動支援センターを利用する精神障がいのある人に交通費の一部を助成しました。

【推進施策】

①	障がいのある人の外出の機会を増やすため、福祉タクシー利用券交付制度を実施していきます。	継続実施
②	地域活動支援センターを利用する精神障がいのある人に対する支援のため、通所に伴う交通費助成事業を推進します。	継続実施
③	障がいのある人が社会生活、社会参加のために必要な際に利用する移動支援事業を推進していきます。	継続実施
④	公共交通機関料金割引制度の拡充に向けた働きかけを推進していきます。	継続実施

Ⅲ－５ 自分らしく生き生きと生活できるまち 就労支援と雇用促進

障がいのある人が自立した生活を送るために、一般就労や福祉的就労など、多様な就労機会の確保と雇用の促進を図りました。また、障害者優先調達推進法に基づく方針を策定し、優先購入の推進を実施しました。さらに、障がいのある人が、福祉的就労事業所に通う場合における交通費助成について、引き続き検討していきます。

【推進施策】

①	障がいのある人が継続して就労していけるように、フォローアップ体制を推進していきます。	拡充実施
②	障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設などの提供する物品・サービスの優先購入(調達)を推進していきます。	継続実施
③	障がいのある人の就労意識の動機づけとして効果があるインターンシップによる職業体験について、市としてその受け入れを推進していきます。	継続実施
④	障がいのある人が、福祉的就労事業所に通う場合における交通費助成のあり方について、検討していきます。	継続実施
⑤	障がい者就労施設などの提供する製品を販売・PR するための方法について、検討していきます。	継続実施

Ⅲ－６ 自分らしく生き生きと生活できるまち 保健・医療の充実

発達や発育の遅れに早期に対応するために、各種相談や健康診査を実施しました。また、精神障がいのある人が病院から退院し、地域で生活することを希望する場合の「地域移行支援」や「地域定着支援」を実施しました。

【推進施策】

①	乳幼児健診の状況確認により、発達の遅れや発達障がいなどの早期発見に努めるとともに、関係部署との連携を図りながら、発達障がいに対する正しい理解の促進と支援体制の充実に努めます。	継続実施
②	障がいの原因となる重大な疾病を未然に予防するため、特定健康診査などを実施するとともに、健診の結果、必要な方には、疾病予防のための支援を行います。	継続実施
③	機能回復訓練が必要な障がいのある人に対し、リハビリテーションを実施します。	継続実施
④	精神障がいのある人が病院から退院し、地域で生活することを希望する場合の「地域移行支援」や「地域定着支援」に対する相談体制を推進していきます。	継続実施

Ⅲ－７ 自分らしく生き生きと生活できるまち

社会参加・本人活動・余暇活動の充実

障がいのある人が生き生きとした生活を送ることができるよう、障がいのある人の自主的な活動に対する支援、障がいのある人同士あるいは地域の人と交流できる機会の創出を図るため、障がいのある人が自ら実施するイベントなどの活動を支援しました。

【推進施策】

①	障がいのある人が自ら実施する研修会、スポーツ大会、趣味創作活動などの自主的な活動を支援していきます。	継続実施
②	障がいのある人の社会参加の方法の一つとして、障がいのある人が安心してスポーツに親しめる環境を整備するとともに、市民のスポーツを通じた交流を促進します。	継続実施
③	障がいの有無に関係なく、誰もが、いつでも集い、活動・交流できる居場所(サロン)について、その取り組みを推進していきます。	継続実施

3 団体ヒアリング調査結果

(1) 調査の目的

障がいのある人の関係団体や支援団体に対して、石狩市の現状や課題、今後の意向を把握し、石狩市の障がい福祉のニーズや課題を整理することを目的として実施しました。

(2) 調査方法・実施期間

- 配布方法 … 郵送
- 回収方法 … 郵送、メール
- 実施期間 … 令和2年8月20日～9月10日

(3) ご協力いただいた団体一覧

- 石狩大地の会
- 石狩市身体障害者福祉協会
- 特定非営利活動法人石狩聴力障害者協会
- 石狩市視覚障がい者協会瞳会
- 石狩ひまわり手輪の会
- 手話サークル“ミズバショウ”
- 北海道手話通訳問題研究会道央支部「石狩班」
- 要約筆記サークル「そよかぜ」
- 石狩市手をつなぐ育成会
- 石狩市社会福祉協議会
- 石狩朗読ボランティアの会
- 特定非営利活動法人やすみや
- 石狩ふっき会
- P&A いしかり
- 特定非営利活動法人石狩はまなす館

(順不同)

回答内容概要

(1) 障がいのある人への理解の促進、差別の解消、権利擁護の推進について

意見のまとめ

- 障がいについて理解を深める機会を増やすとともに、障がい者団体の横のつながりも深め、様々な障がいへの理解につなげる取り組みが必要である。

【主なご意見】

- 障がいへの理解促進のための講習会を開催してほしい。
- （手話の）出前講座の実施などで教育現場での理解啓発は進んでいるが、成人に対する周知は進んでいない。
- 町内会などの行事や会議における情報保障がされていない。
- 聴覚障がいの団体で活動しているが、他の障がいについても勉強したい。横の連携が図られる取り組みが必要。
- 手話検定などの検定料を助成するなど、支援者人口を増やす工夫を考える。
- 障がいについて理解を深めてもらうため、広報などで周知を図る。
- 特に精神障がいの方に対する理解は難しいので、精神障がいの理解を深める講演会などを開催してほしい。
- 障がいに関する出前講座は工夫が必要。障がいのある人が地域活動に参加してもらうためにはどのようなサポートが必要かなどを知るメニューがあるとよい。
- 発達障がいの方は活動の継続が難しいので、活動をともにするボランティアの育成が必要。
- 当事者による講演会やパネルディスカッションなどを積極的に行ってほしい。
- 障がいがあることで「不審者」や「犯罪者」にされたり、トラブルに巻き込まれないよう、弁護士などをはじめ関係機関が連携し、被害者にならない取り組みが必要。

(2) 生活環境について

意見のまとめ

- ヘルプマークなど、障がいのある人への配慮に関する取り組みを効果的に伝える必要がある。
- ハード面のバリアフリーだけでなく、心のバリアフリーも同時に広げることが重要である。

【主なご意見】

- 点字ブロックを整備してほしい。
- 町内会館など、スロープがあっても、多目的トイレがないところも多い。
- 目に見えるバリアフリーと同様、目に見えないバリアフリーも重要。
- ヘルプマークの知名度が上がってきたので、それに関連づけて理解を深めるしくみを考える。
- 親と暮らしている障がいのある人は多く、親なき後の住宅問題が重要な課題。当事者の高齢化にも対応したグループホームの整備が必要。
- 聴覚障がいのある人が高齢者施設に入所する場合に、手話のできる人を配置してほしい。

(3) 安全・安心について

意見のまとめ

- 避難にためらいを感じることがないように、避難所内で障がいに応じた配慮が得られることが必要である。

【主なご意見】

- 視覚障がいのある人に対しては、音声で情報を知らせてほしい。
- 聴覚障がいのある人への「災害時情報支援バンダナ」のようなものを、他の障がいのある人も使えるものを考案してほしい。
- 平成30年のブラックアウト時に、町内会・自治会、民生委員、行政、関係機関と連携し、混乱なく安否確認できたことは評価できる。今後も一層の意識付けにより、現在の水準を保っていくことが大事。
- 震災時に一般の避難所で過ごすことが難しく車中泊したという報道があった。障がいのある人が避難所で過ごすことができるよう、福祉避難所のあり方を検討するべき。

(4) 社会参加について

意見のまとめ

- 障がいのある人たちが参加しやすいような環境づくりが必要である。
- 障がいへの理解促進のためにも、当事者だけでなく、一般市民にも参加してもらうための取り組みが必要である。

【主なご意見】

- 大型店舗などの協力を得て、作品展示する機会をもっと増やす。
- 障がいのある人でも楽しめるスポーツを市民にも紹介してほしい。
- 障がいのある人の施設利用料の割引または無料化、福祉バスの利用回数を増やす。
- 講習会、講演会などには情報保障をつける。
- 障がいのある人がボランティア活動をしたくても交通手段がなかったりして参加できない。
- 「カローリング大会」「RUN TOMO」「いけまぜ」のように、障がいのある人もない人も一緒になって地域で交流できる取り組みがもっとあればよい（障がいによっては参加できない、楽しめない取り組みもあるので配慮してほしい）。

(5) 情報・コミュニケーションについて

意見のまとめ

- 市役所からのお知らせなど、できるかぎり情報保障をしてほしい。
- 情報が得られないことで孤立しないように、障がい特性に応じた様々な支援が必要である。

【主なご意見】

- 公共施設に電光掲示板を設置する、情報提供は音声でも対応する、情報内容は誰でもわかりやすい言葉を使う、資料にはルビをふるなどの配慮が必要。
- 町内会などの行事や会議における情報保障がないので、参加できない。
- 精神障がいのある人は社会とのつながりが少なくなりがちなので、地域の人からの声かけや温かい見守りが必要。
- IT技術やAIの活用も含め、個々の特性に配慮した「意思伝達支援」の取り組みを進める中で、地域でも自然なやりとりができる環境づくりが必要。

(6) 行政サービスにおける配慮について

意見のまとめ

- 障がい特性に応じた対応ができるよう、市の担当職員は研修を受講することが必要である。

【主なご意見】

- 手帳は持ち歩くと目立つので、カード化してほしい。
- 障がいのある人が窓口に行ったり、手紙を読むのは難しい。手続きを支援してほしい。
- 職員にスペシャリスト（専門職）をおいて欲しい。
- 毎年、市長との懇談会や、市の担当職員との意見交換をする場を設定してほしい。

(7) 団体活動の推進について

意見のまとめ

- 障がいのある人への支援活動が継続できる環境づくりが必要である。

【主なご意見】

- 障がいのある人は引きこもりがちになるので活動の拠点になる居場所がほしい。
- 次の世代のボランティアにつなぐためにどうしたらよいか。
- ボランティア活動がしやすい環境整備をしてほしい。
- 会員が高齢化、会員数も減少している。新しい会員、若い世代が入会しやすい工夫を要する。
- 新型コロナウイルスの影響で、従来の支援ができない。コロナ禍でも活動しやすい環境づくり（プラスチックボードの貸出など）が必要。
- 活動の場における除雪など、運営費について支援をしてほしい。

4 アンケート調査結果

(1) 調査の目的

このアンケート調査は、石狩市の障がい者施策の基本的な計画である「石狩市第4期障がい者計画」を策定するにあたり、障害者手帳所持者の実情やニーズを把握し、新しい計画に反映させることを目的に実施しました。

(2) 調査方法・実施期間

- 配布方法 … 郵送
- 回収方法 … 郵送、Web
- 実施期間 … 令和2年8月20日～9月10日

(3) 調査の対象・配布数

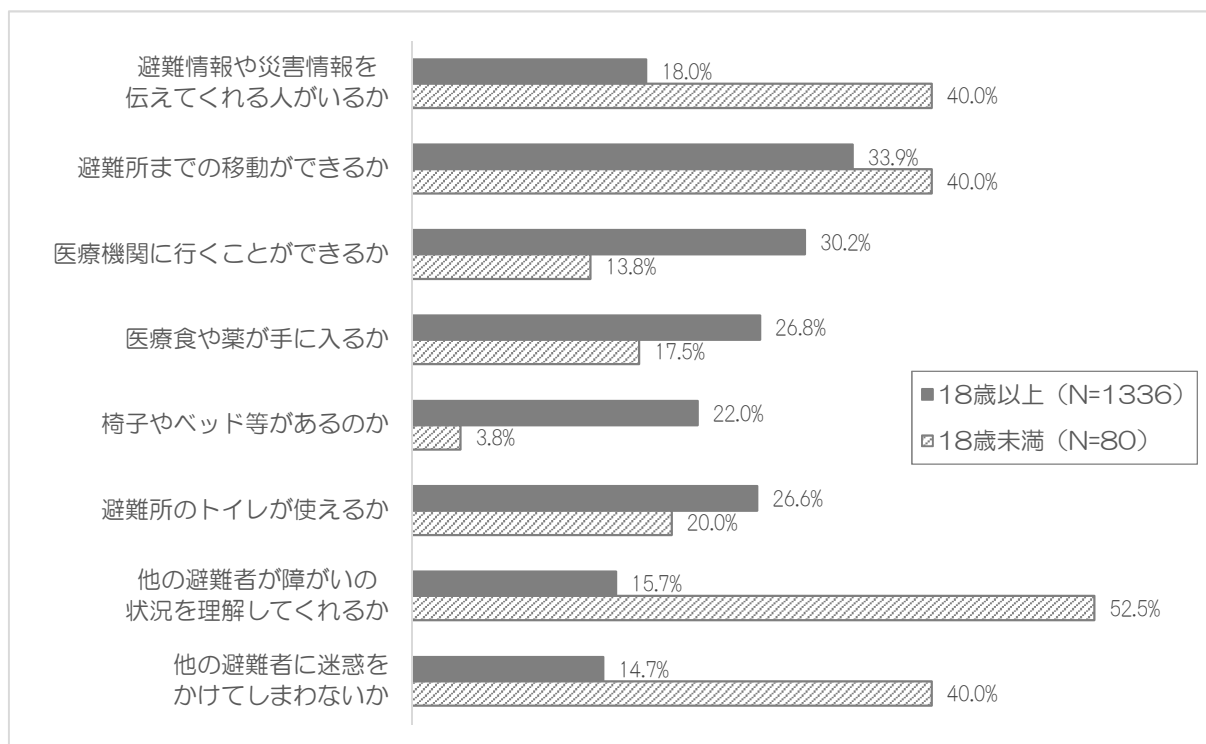
	18歳以上			18歳未満		
調査対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する者または所持する者の保護者(18歳未満)					
配布数	3, 332人 ※うち重複所持者69人			228人 ※うち重複所持者20人		
	身体	療育	精神	身体	療育	精神
	2, 674人	302人	425人	49人	196人	3人
回収数	1, 336人			80人		
回収率	40.1%			35.1%		

回答内容概要

(1) 安全・安心について

地震や台風などの自然災害が発生した時や避難所での生活で不安に思うことは何ですか？(複数回答)

※上位のみ掲載



- 「避難所までの移動ができるか」を不安に感じている割合が、18歳以上、18歳未満ともに高く、特に身体障がいのある人が多くなっている。
- 避難所での状況を見ると、18歳未満では「他の避難者が障がいの状況を理解してくれるか」、「他の避難者に迷惑をかけてしまわないか」といった、他者への配慮に関する割合が高く、18歳以上では「医療機関に行くことができるか」、「医療食や薬が手に入るか」など、医療に関する不安の割合が高くなっている。

平成30年9月6日の「北海道胆振東部地震」の際、大規模停電(ブラックアウト)が発生しましたが、障がいがあることが理由で困った経験がありましたか？

■医療面での困りごと

- 就寝時、CPAP(在宅持続陽圧呼吸療法装置)を使用しているが、電源を取ることができず、十分な睡眠をとることができなかった。
- 酸素吸入ができず入院した。

- 医療機器の充電ができなくなった(人工内耳、吸入器、たん吸引器など)。
- 人工透析に関すること(透析日の変更、病院の変更、医療機関までの交通など)。
- 停電で手元が見えず困った(自己導尿、ストマ交換、夜盲症など)。
- 医薬品の調達ができなくなった。
- 電動ベッドが動かなくなり困った。

■精神面での困りごと

- 日常と違うことに順応しづらく、報道が恐怖を掻き立てるので目にしないよう、耳にしないようにするのが苦痛だった。
- 再度大きな地震が発生したときに精神障がいうつ病とパニック障がいの症状が起こらないか不安感がひどく日常生活を送ることが大変だった。
- なぜ停電が起きているのかなどの状況が理解できず、パニックになり大変だった。
- 学校の休校や障害福祉サービスが利用できないことで不安になった。

■生活面での困りごと

- 偏食があるため食べられる物が手に入らず困った。
- (保護者が)買い出しなどで家を空ける際に留守番させるのが不安だった。
- 安否確認をしてくれる人が必要だと思った。
- 広報車が町内を回っていたようだが、何も聞こえず情報不足で終わったので、スピーカーの音量や速度など、工夫をお願いしたい。
- 障がいをあまり表沙汰にしたくない気持ちの方が強いので自力で乗り越えた。
- 断水が解消されても直後は赤水で飲用できないが、視覚障がい者は確認することができない。

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、障がいがあることが理由で困った経験がありますか？

- 既往症があり感染すると命に関わるので心配。
- 感染することに対する不安が強く、4月と5月は家から出られなかった。
- 外出時にはマスクが必要だが自力で脱着ができない。
- 感覚障がいマスクをするのが苦痛なのに、マスクをすることを強要される。
- 透析のために通院しているがマスクがなくて困った。
- 臨時休校で長期休みになったことで、学校に行けなくなってしまった。
- 感染で母親が入院したり、子どもだけ入院することになったら困ってしまう。
- 新しいルールや細かい変化に弱く、感染予防のマナーを守るのが難しい。
- 新型コロナウイルスにとっても敏感になり、学校が再開しても「感染したら死ぬ」としばらく登校できなくなった。
- 手洗いをしても、その後すぐいろいろな物をさわって指を口に入れてしまう。

(2) 生活支援について

あなたやお子さんが利用している障害福祉サービスは何ですか？（複数回答）

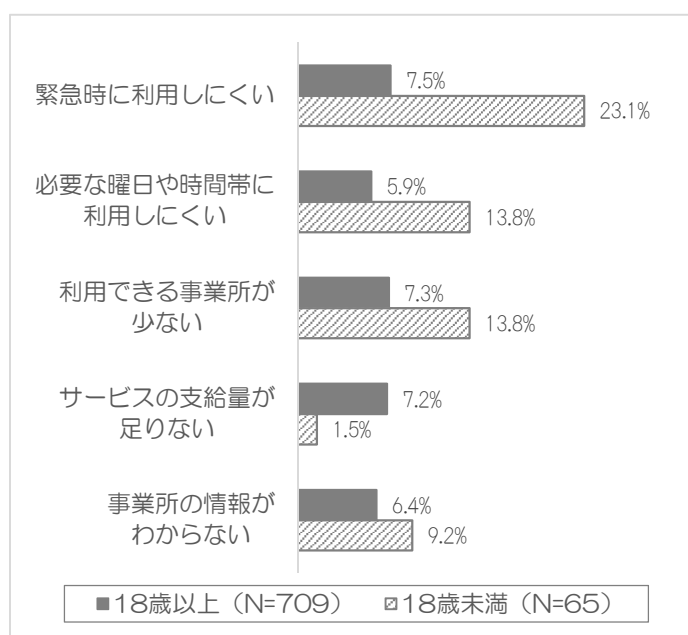
※上位のみ掲載

18歳以上		18歳未満	
利用したことがない	47.0%	放課後等デイサービス	55.0%
補装具・日常生活用具の給付	10.5%	相談支援・計画相談	23.8%
地域活動支援センター	6.7%	利用したことがない	18.8%
生活介護	6.6%	補装具の給付	15.0%
相談支援・計画相談	6.1%	日常生活用具の給付	11.3%

- 18歳以上では、およそ半数が障害福祉サービスを「利用したことがない」と回答しており、中でも身体障がいのある人の割合が高くなっている。
- 知的障がいのある人のおよそ9割が就労移行支援や就労継続支援、生活介護、地域活動支援センターなどの日中活動系サービスを利用していると回答している。
- 18歳未満では、「放課後等デイサービス」を利用している児童が55.0%と高い割合になっている。
- また、サービスを利用している児童のおよそ3割が「相談支援・計画相談」を利用していると回答している。

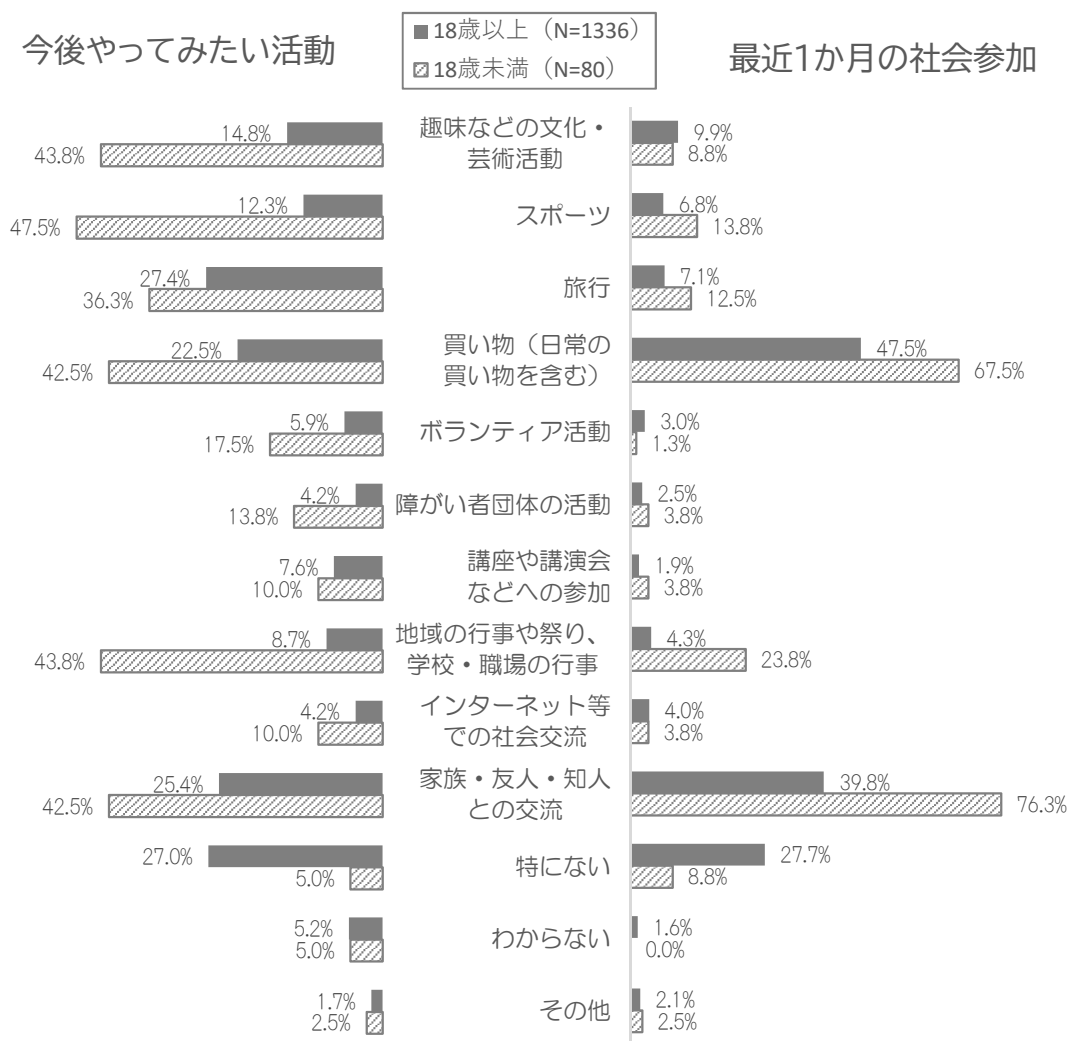
■サービスを受けるときに困っていること

- 障害福祉サービスを利用したことがある人のうち半数が「困りごとはない」と回答している。
- 困りごとのある人のうち、緊急時や必要な時に利用しにくいと回答した割合が高くなっている。
- その他の回答では、サービスの質が悪い、療育をしっかりとってくれないという意見もあった。



(3) 社会参加について

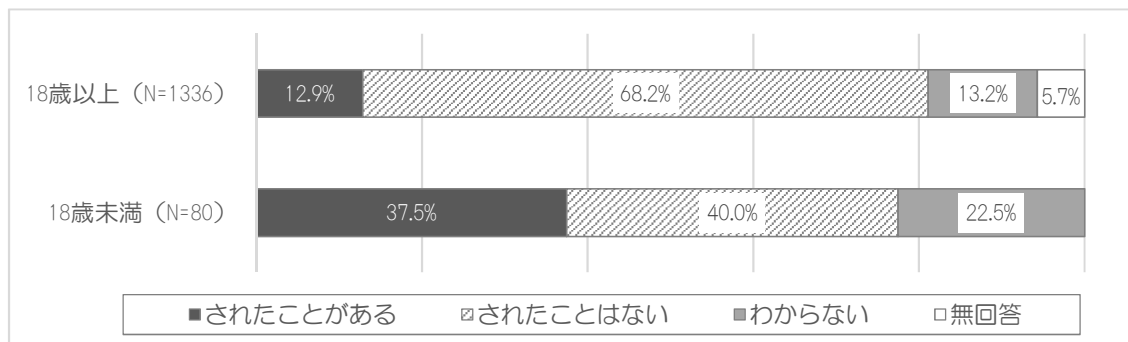
あなたやお子さんが最近1か月間に行った社会参加は何ですか？また、今後やってみたい活動は何ですか？（複数回答）



- 最近1か月間の社会参加では、18歳以上、18歳未満ともに「買い物」と「家族・友人・知人との交流」の割合が高くなっている。
- 今後やってみたい活動を見ると、「旅行」、「スポーツ」、「文化・芸術活動」の割合が高くなり、18歳以上では特に高い傾向にある。
- その他の意見には、新型コロナウイルスの影響により、活動が中止されたり、躊躇してしまうといった意見が多かった。

(4) 理解の促進、差別の解消について

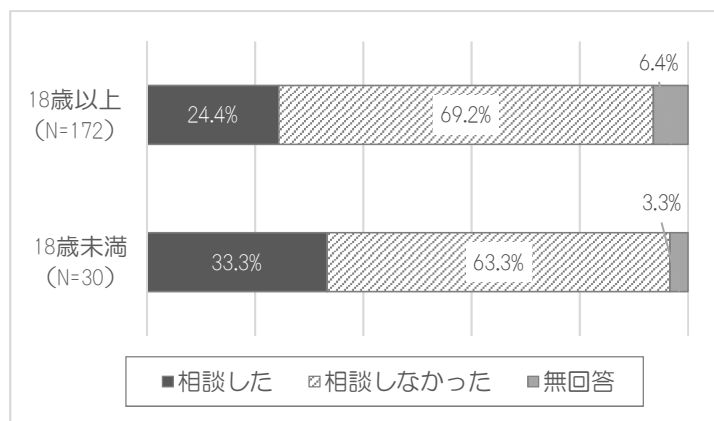
あなたやお子さんは日常生活において、障がいがあるために差別や偏見を受けたり、嫌がらせをされたり、仲間はずれにされたことがありますか？



【上位の回答】

	順位	18歳以上		18歳未満	
どこで	1位	保育所・幼稚園・学校	29.1%	保育所・幼稚園・学校	70.0%
	1位	職場	29.1%	公共施設	33.3%
	3位	交通機関	18.0%	お店	23.3%
誰から	1位	友人・知人	30.2%	友人・知人	60.0%
	2位	知らない人	24.4%	知らない人	30.0%
	3位	客・利用者	19.2%	客・利用者	20.0%
何を	1位	嫌なことを言われた	62.2%	嫌なことを言われた	83.3%
	2位	嫌な態度をとられた	51.7%	嫌な態度をとられた	60.0%
	3位	嫌な目で見られた	37.2%	嫌な目で見られた	40.0%

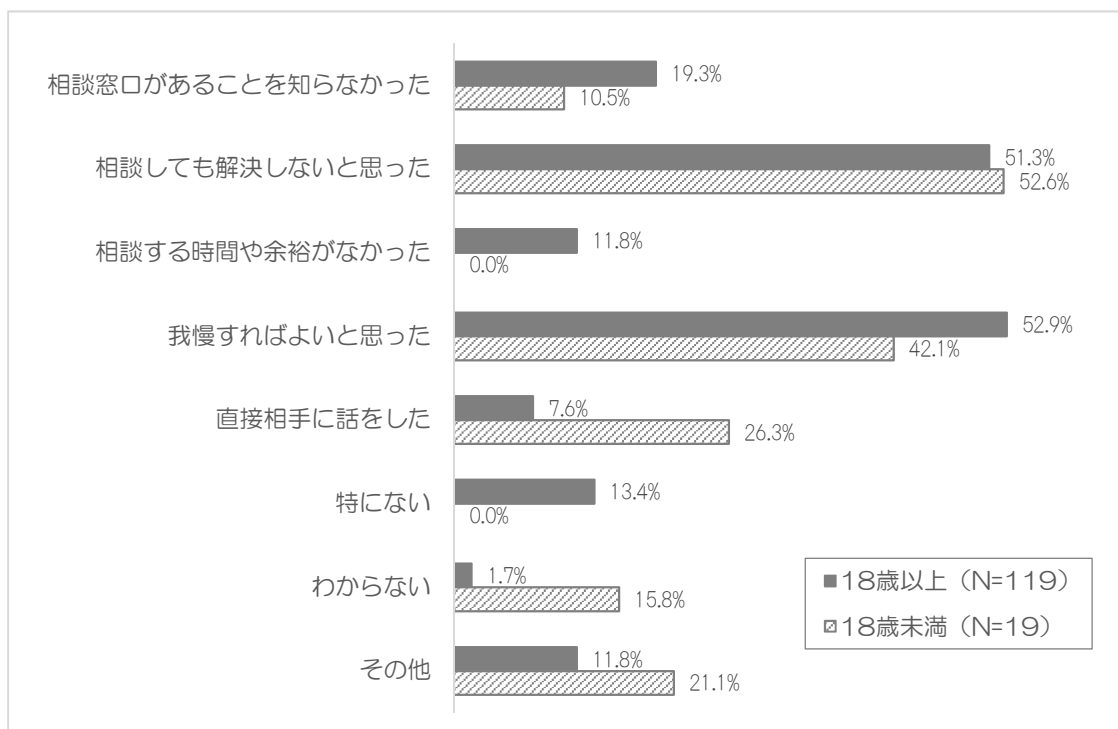
差別や偏見、嫌がらせや仲間外れなどをされた時、あなたやお子さんについてどこかに相談しましたか？



【主な相談先】

- 学校(担任、教育委員会)
- 相談支援事業所
- 両親
- 医療機関
- ハローワーク
- 労働基準監督署
- 警察

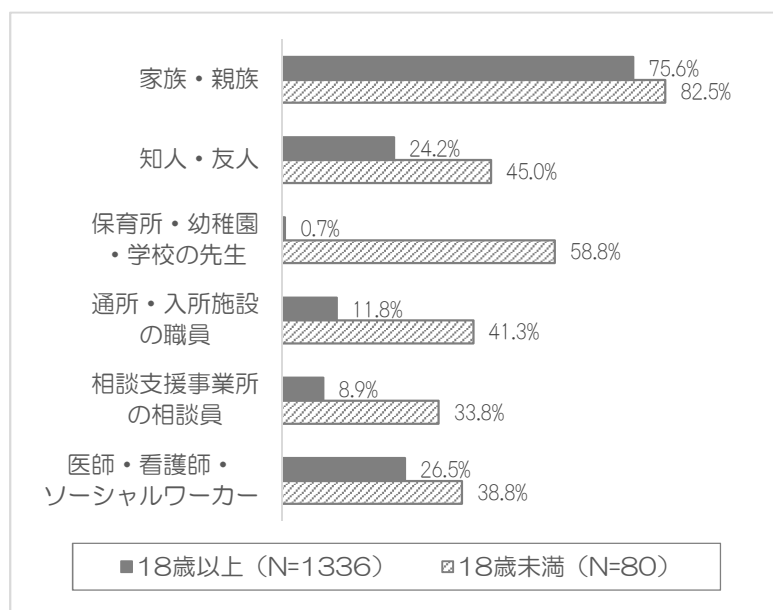
【相談しなかった理由】



(5) 相談・情報の入手について

あなたが相談する人は、どなたですか？(複数回答)

※上位のみ掲載

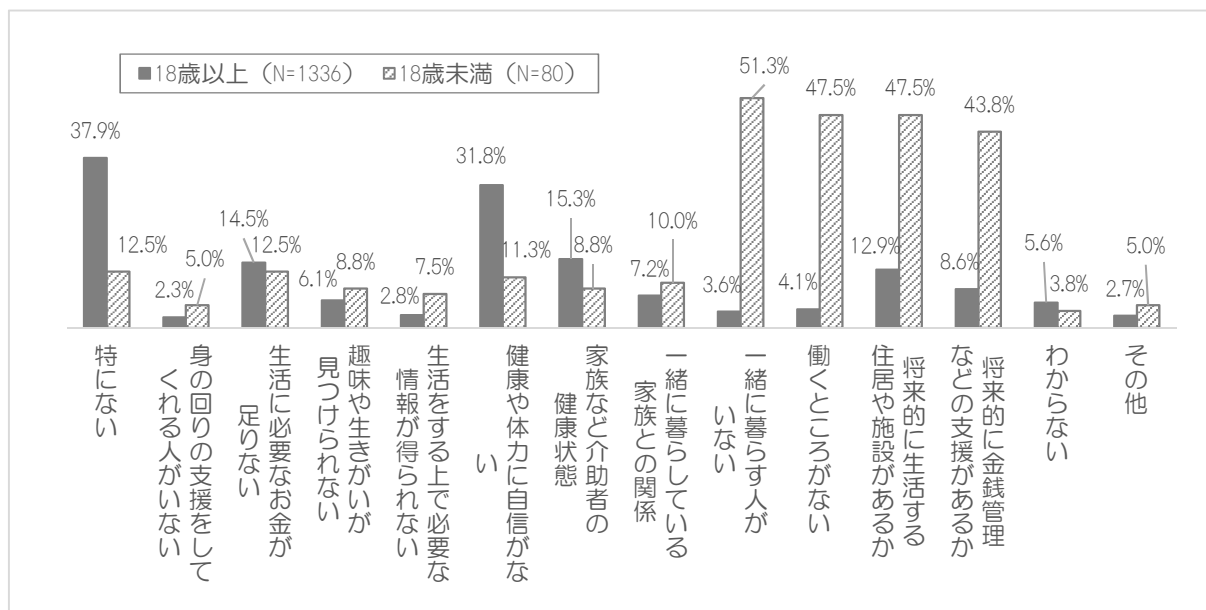


○ 18歳以上、18歳未満ともに「家族・親族」や「知人・友人」に相談する割合が高い。

【その他の回答】

- ケアマネジャー
- 相談支援センターの職員
- 専任手話通訳者
- 勤務先の上司
- 士業の人

あなたやお子さんが現在の生活で困っていることや不安に思っていることはありますか？(複数回答)



あなたやお子さんが情報を入手したり、コミュニケーションをする上で配慮してほしいことはありますか？(3つまで選択可)

項目	18 歳以上	18 歳未満
さまざまな媒体(音声、点字、テキストデータなど)で提供してほしい	3.7%	5.0%
パンフレットやホームページなど、文字の大きさや色の使い方に配慮してほしい	6.4%	3.8%
問合せ先は電話番号だけではなく、ファクスやメールアドレスも載せてほしい	5.6%	13.8%
手話、筆談で対応できる人を増やしてほしい	1.7%	3.8%
わかりやすい文言・ルビ・表現・絵文字を使用してほしい	7.0%	31.3%
動画などを使ってわかりやすい資料を作成してほしい	4.9%	36.3%
情報をわかりやすく説明してくれる人がほしい	16.0%	40.0%
特になし	43.6%	18.8%
わからない	11.4%	12.5%
その他	1.3%	2.5%

5 事業所アンケート調査結果

(1) 調査の目的

このアンケート調査は、石狩市の障害福祉サービス等について見込数と実績値の点検、評価を行うとともに、今後の見込量や地域住民との相互理解などの実態を把握し、計画策定のための基礎資料として活用することを目的に実施しました。

(2) 調査方法・実施期間

- 配布方法 … 郵送
- 回収方法 … 郵送、メール
- 実施期間 … 令和2年8月20日～9月10日

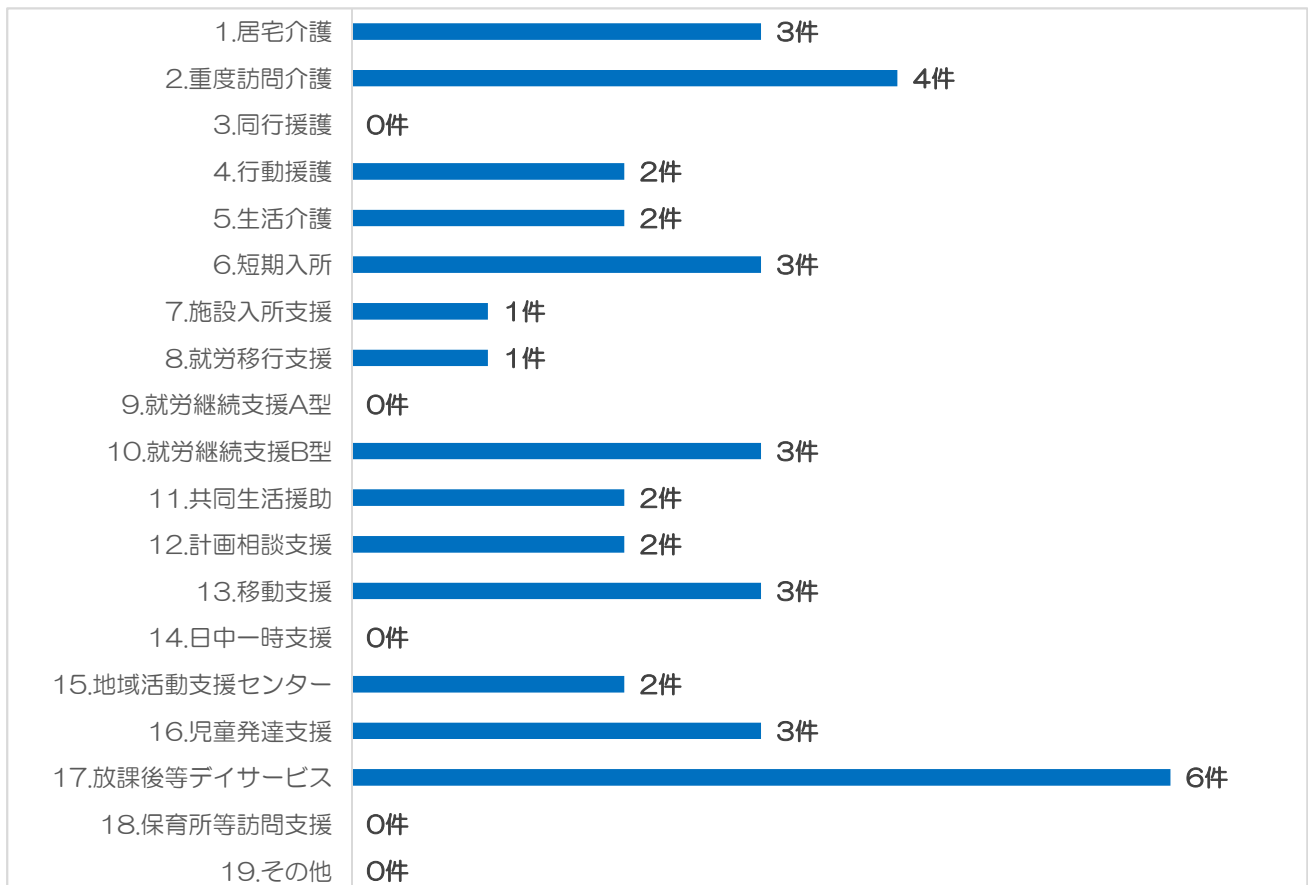
(3) 調査の対象・配布数

調査対象者	石狩市内の障害福祉サービス等提供事業者
配布数	55件
回収数	31件
回収率	56.4%

回答内容概要

(1) サービスの受入れ(サービス提供の現状)について

利用者からの依頼に対して、受け入れ(サービス提供)ができなかったサービスは何ですか？



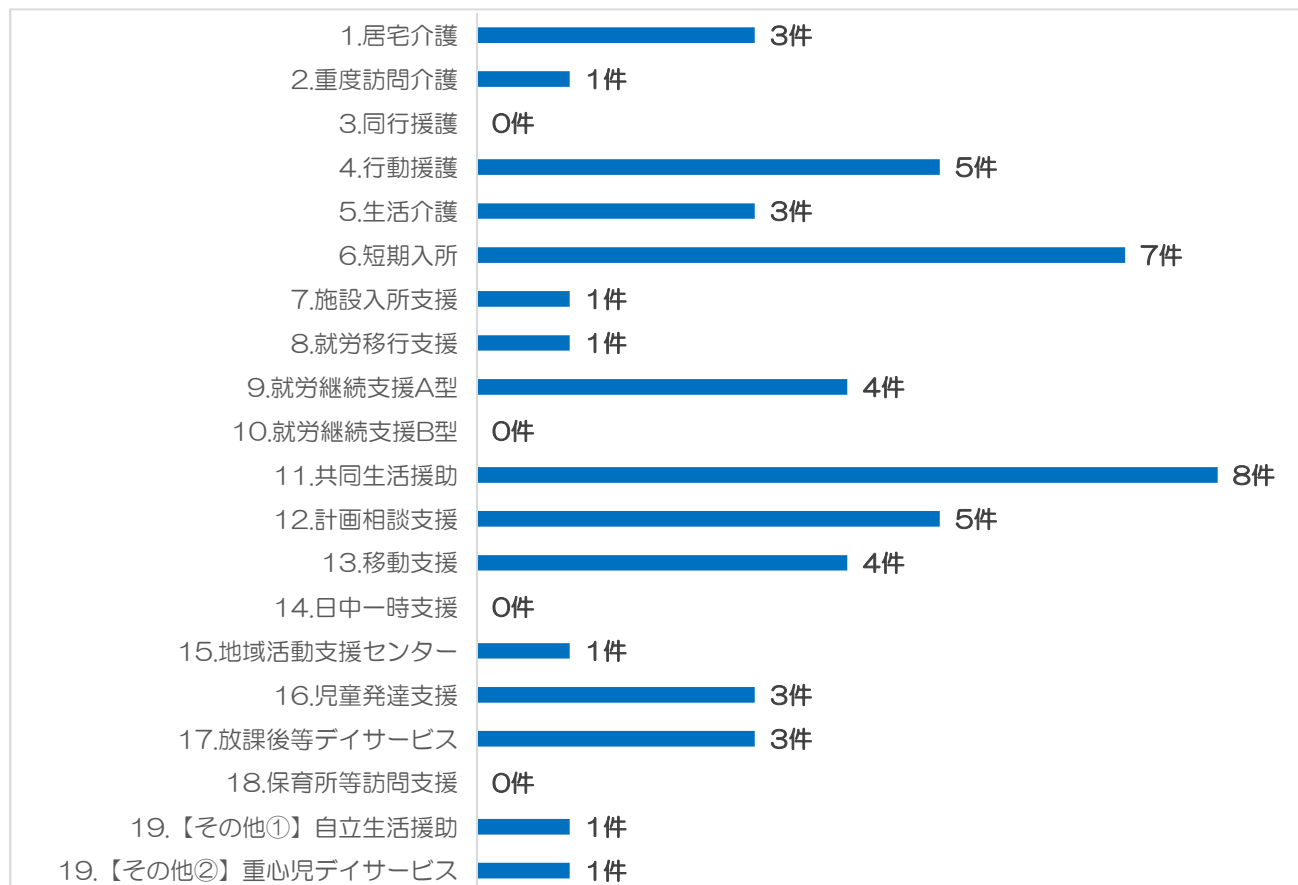
○ 最も回答が多かったサービスは「放課後等デイサービス」であった。

受け入れ(サービス提供)できなかった理由は何ですか？

- 「希望される時間帯に利用が集中し、依頼時には定員に達していた」、「新規契約者を受け入れる余裕がなかった」と回答した割合が高かった。
- ニーズはあるが施設の規模などにより受け入れが困難であったことや、職員など人員不足により受け入れることができなかったと回答した事業所が多かった。

(2) 必要とされている障害福祉サービスについて

利用者から望む声が多いけれど、不足していると感じられるサービスは何ですか？



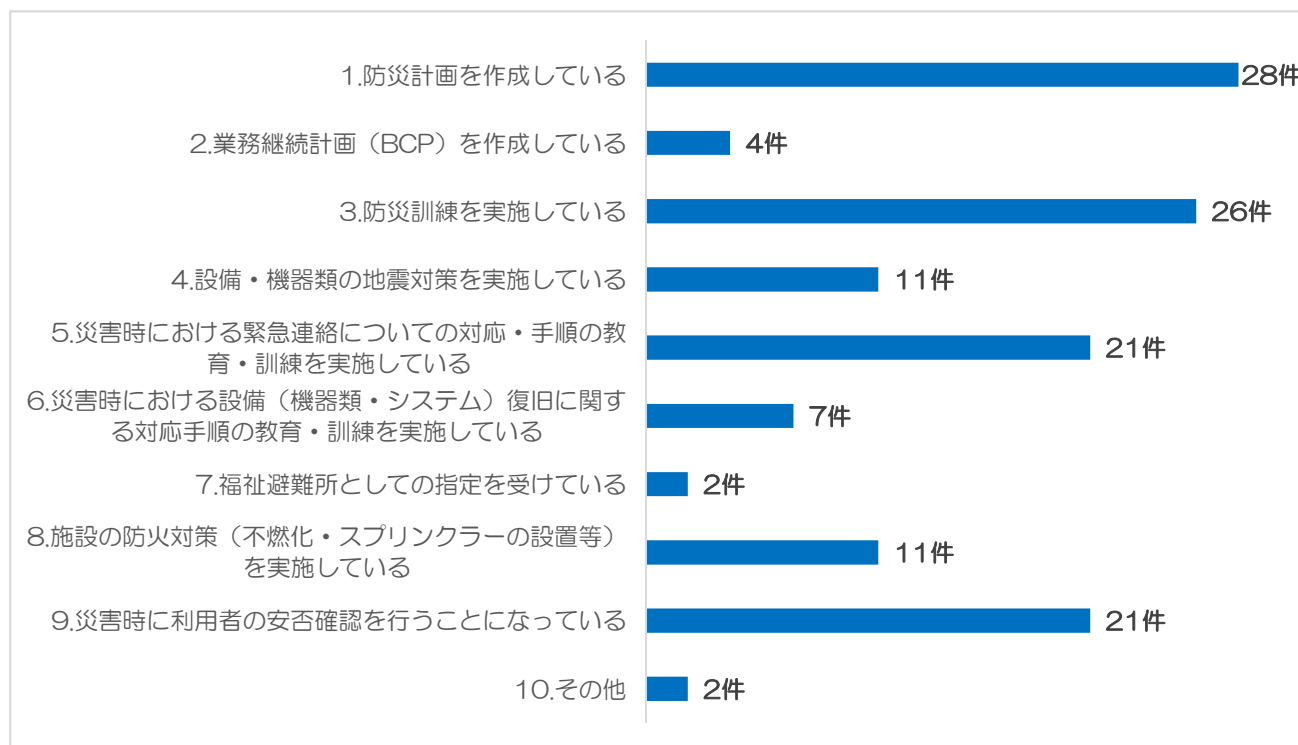
○ 「共同生活援助」、「短期入所」と回答した割合が高かった。

定員増や新規参入が進まない理由は何だと思いますか？

○ 「職員の確保が困難」という回答が最も多く、また次に多かったのは「報酬単価が低く採算性に不安がある」という回答になっている。

(3) 防災対策について

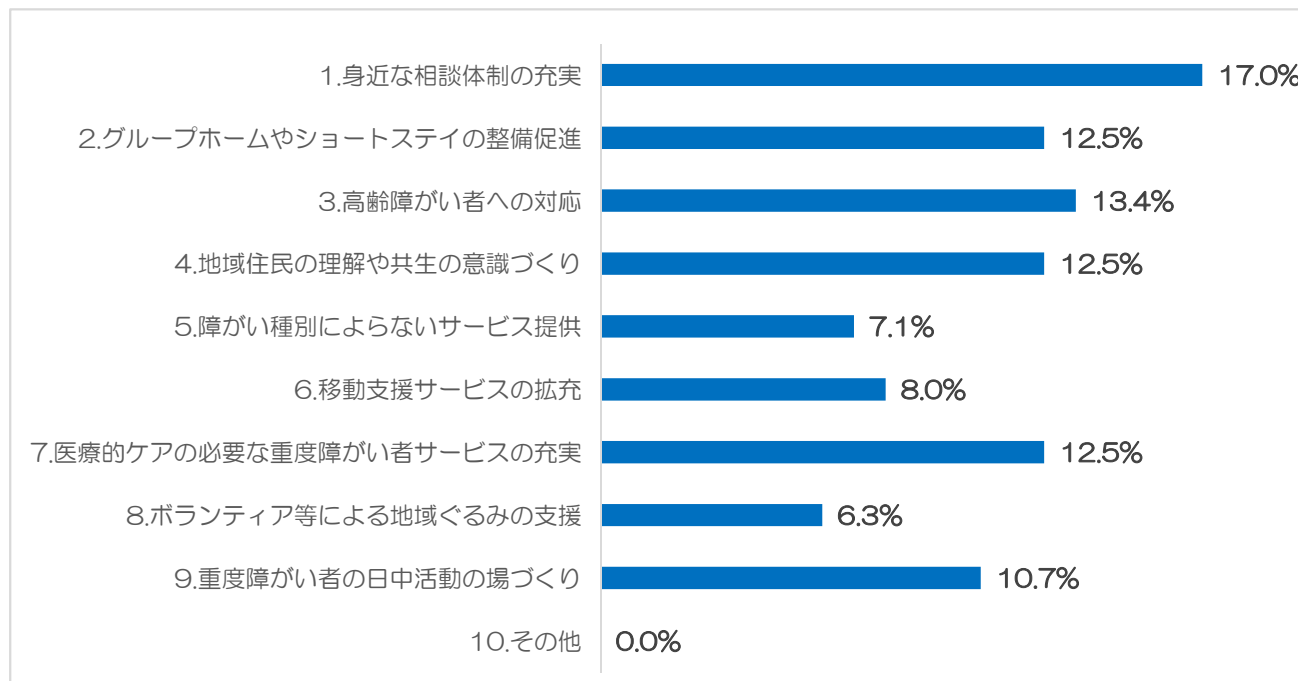
災害時の備えとして、事業所で取り組んでいることはありますか？（複数回答可）



○ 約9割が「防災計画を作成している」、また約8割が「防災訓練を実施している」と回答している。

(4) 地域移行や生活支援継続のために必要な取り組み

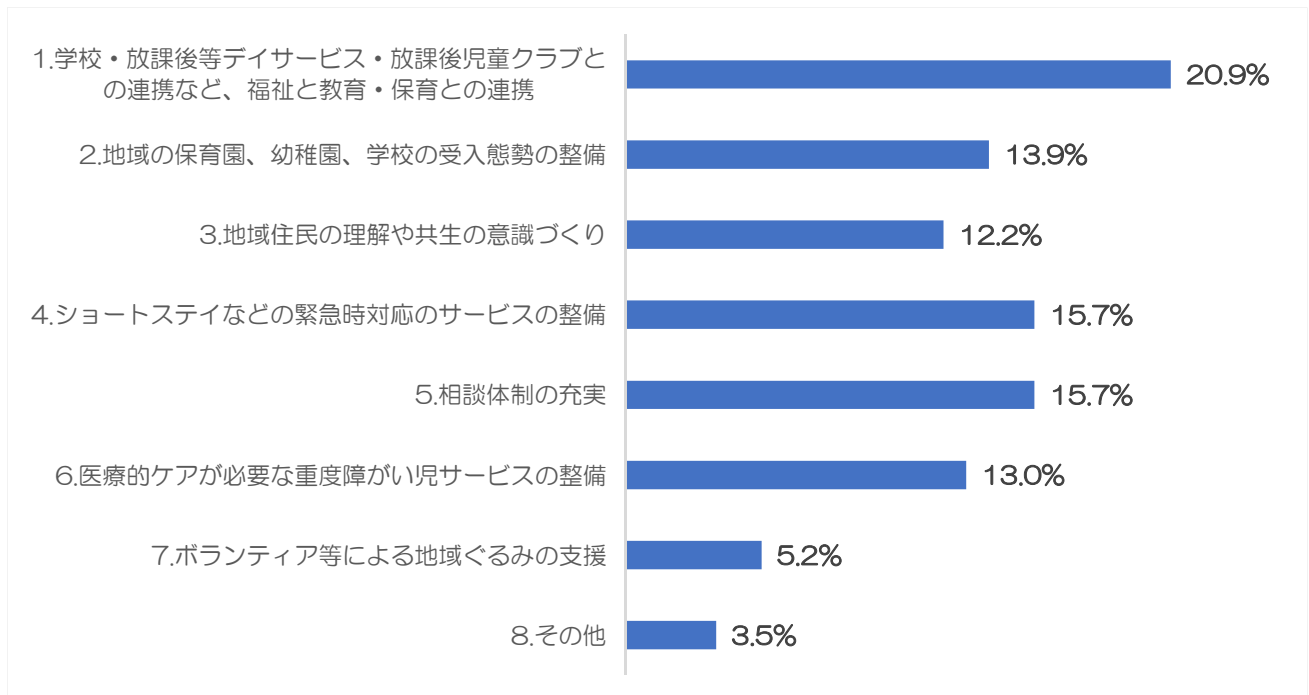
地域移行や生活支援継続のために必要な取り組みは何だと思いますか？(複数回答可)



- 地域移行や生活支援継続のために必要な取り組みについては、「身近な相談体制の充実」が最も高く、次いで「高齢障がい者への対応」と回答した割合が高くなっている。

(5) 障がいのある子どもが地域で育ち、学びあっていくために必要な取り組み

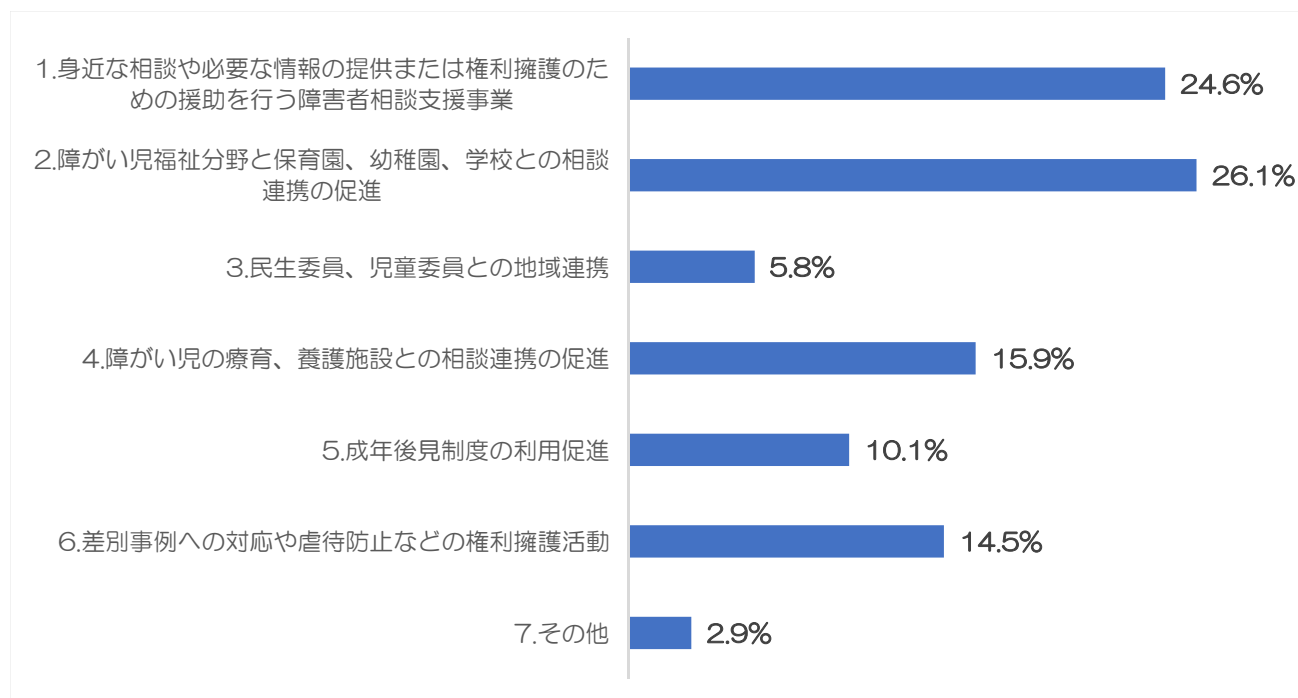
障がいのある子どもが地域で育ち、学びあっていくために必要な取り組みは何だと思いますか？(複数回答可)



- 「学校・放課後等デイサービス・放課後児童クラブとの連携など、福祉と教育・保育との連携」が最も高く、次いで「ショートステイなどの緊急時対応のサービスの整備」「相談体制の充実」となっている。

(6) 障がいのある人の相談支援を進めるために必要な取り組み

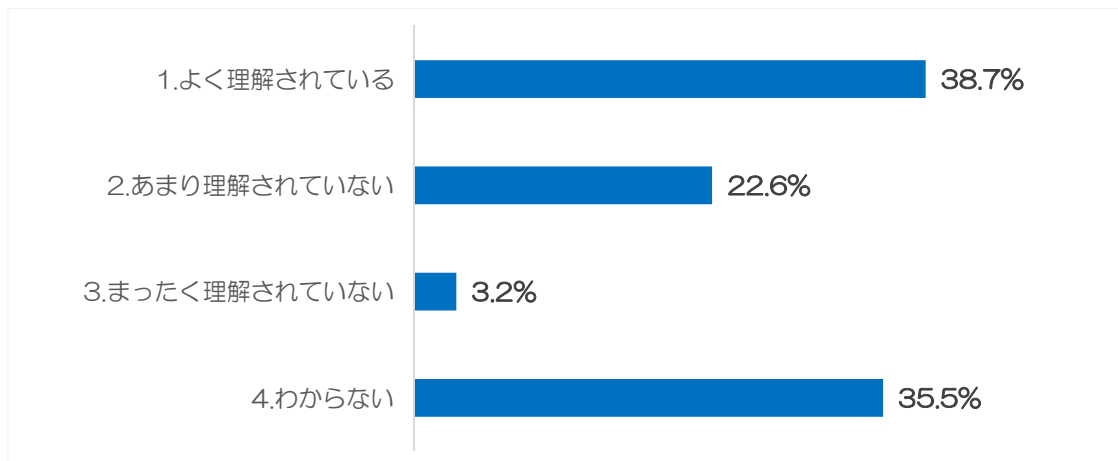
障がいのある人の相談支援を進めるために必要な取り組みについてお答えください。
(3つまで回答)



○「障がい児福祉分野と保育園、幼稚園、学校との相談連携の促進」、「身近な相談や必要な情報の提供または権利擁護のための援助を行う障害者相談支援事業」、「障がい児の療育、養護施設との相談連携の促進」と回答した割合が高くなっている。

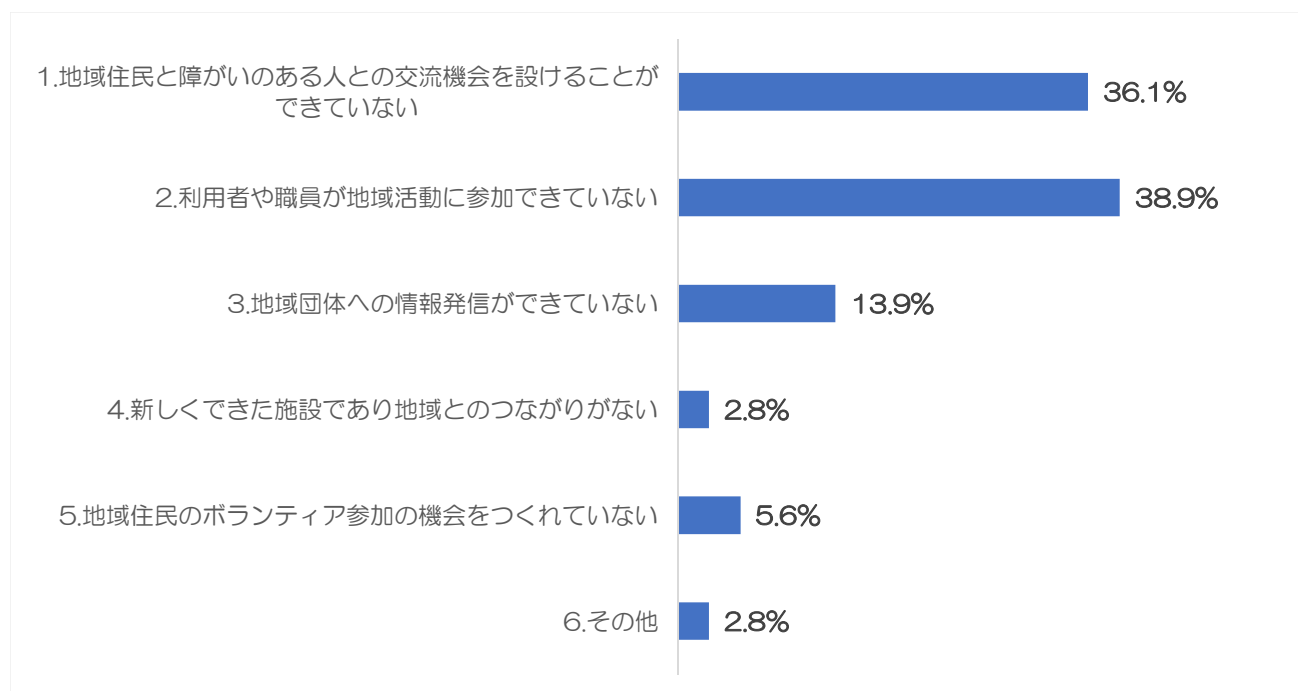
(7) 事業所の活動や障がいのある人に対する地域住民の理解

事業所の活動や障がいのある人に対する地域住民の理解はありますか？



○ 事業所の活動や障がいのある人に対する地域住民の理解については、「よく理解されている」と回答した割合は約4割となっている。

地域住民の理解が得られない理由は何だと思いますか？（複数回答可）



○ 「利用者や職員が地域活動に参加できていない」「地域住民と障がいのある人との交流機会を設けることができていない」と回答した割合が高くなっている。

6 計画策定において踏まえるべき課題

計画の進捗状況や各調査結果を踏まえ、石狩市における課題を以下のとおりに抜粋し、整理しました。

(1) 障がいのある人への理解促進、差別解消、権利擁護の推進

【団体ヒアリング調査結果より】

- 障がいについて理解を深める機会を増やすとともに、障がい者団体の横のつながりを深め、さまざまな障がいへの理解につなげる取り組みが必要である。
- ヘルプマークなど、障がいのある人への配慮に関する取り組みを効果的に伝える必要がある。
- ハード面のバリアフリーだけでなく、心のバリアフリーも同時に広げることが重要である。
- 障がいのある人が参加しやすいような環境づくりが必要である。
- 障がいへの理解促進のためにも、当事者だけでなく、一般市民にも参加してもらうための取り組みが必要である。
- 市役所からのお知らせなど、できるかぎり情報保障をする。
- 情報が得られないことで孤立しないように、障がいの特性に応じた様々な支援を検討する。
- 障がいのある人への支援活動が継続できる環境づくりが必要である。

【アンケート調査結果より】

- 日常生活において、障がいがあるために差別や偏見を受けたり、嫌がらせをされたり、仲間はずれにされたことがあると回答した割合は、18歳未満で37.5%だった。
- 情報を入手したり、コミュニケーションをする上で配慮してほしいことについて、「情報をわかりやすく説明してくれる人がほしい」と回答した割合は、18歳未満で40.0%だった。

【事業所アンケート調査結果より】

- 相談支援を進めるために必要な取り組みについては、「身近な相談や必要な情報の提供または権利擁護のための援助を行う障害者相談支援事業」と回答した割合が高くなっている。
- 事業所の活動や障がいのある人に対する地域住民の理解が得られない理由について、「利用者や職員が地域活動にできていない」「地域住民と障がいのある人の交流機会を設けることができていない」と回答した割合が高くなっている。

施策の方向

- 障がいへの理解の促進
- 安全・安心な生活環境の整備
- 情報・コミュニケーション支援の充実

(2) 災害や感染症に対応した支援

【団体ヒアリング調査結果より】

- 避難にためらいを感じることがないように、避難所内で障がいに応じた配慮が得られることが必要である。

【アンケート調査結果より】

- 避難所まで移動できるか不安に感じている割合が高い。
- 避難所での状況を見ると、18歳未満では「他の避難者が障がいの状況を理解してくれるか」、「他の避難者に迷惑をかけてしまわないか」といった、他者への配慮に関する割合が高く、18歳以上では「医療機関に行くことができるか」、「医療食や薬が手に入るか」など、医療に関する不安の割合が高くなっている。
- 「北海道胆振東部地震」の際に大規模停電(ブラックアウト)が発生し、パニックするなど精神面での不安を訴える人が目立った。

【事業所アンケート調査結果より】

- 約9割が「防災計画を作成している」、また約8割が「防災訓練を実施している」と回答している。

施策の方向

- 災害に備えた対策の取り組み
- 感染症等に対応した支援の充実

(3) 障害福祉サービスの拡充

【アンケート調査結果より】

- 障害福祉サービスを受ける時に困りごとのある人のうち、緊急時や必要な時に利用しにくいと回答した割合が高い。
- 最近1か月間の社会参加では、18歳未満、18歳以上ともに「買い物」と「家族・友人・知人との交流」の割合が高くなっている。また、今後やってみたい活動を見ると、「旅行」、「スポーツ」、「文化・芸術活動」の割合が高くなり、18歳以上では特に高い傾向にある。

【事業所アンケート調査結果より】

- 障害福祉サービスの提供の現状について、利用者からの依頼に対して、受け入れができなかったと回答が最も多かったサービスは「放課後等デイサービス」であった。
- 必要とされている障害福祉サービスについて、利用者から望む声が多いけれど、不足していると感じられるサービスは、「共同生活援助」「短期入所」と回答した割合が高かった。
- 地域移行や生活支援継続のために必要な取り組みについては、「身近な相談体制の充実」が最も高く、次いで「高齢障がい者への対応」と回答した割合が高くなっている。

施策の方向

- 相談支援体制の充実
- 地域で生活するために必要なサービスの充実
- 社会参加の充実

（４）市や障害福祉サービス事業所などの人材育成・人材確保

【団体ヒアリング調査結果より】

- 障がい特性に応じた対応ができるよう、市の担当職員は研修を受講することが必要である。

【事業所アンケート調査結果より】

- 必要とされている障害福祉サービスについて、定員増や新規参入が進まない理由は、「職員の確保が困難」という回答が最も多く、また次に多かったのは「報酬単価が低く採算性に不安がある」という回答になっている。

施策の方向

- 人材の育成・確保

（５）子どもへの支援・家族への支援・親なき後支援

【アンケート調査結果より】

- 相談・情報の入手について、18歳以上、18歳未満ともに「家族・親族」や「知人・友人」に相談する割合が高くなっている。
- 生活で困っていることや不安に思っていることについて、18歳未満では「一緒に暮らす人がいない」「働くところがない」「将来的に生活する住居や施設があるか」「将来的に金銭管理などの支援があるか」と回答した割合が高くなっている。

【事業所アンケート調査結果より】

- 障がいのある子どもが地域で育ち、学び合っていくために必要な取り組みについては、「学校・放課後等デイサービス・放課後児童クラブとの連携など、福祉と教育・保育との連携」が最も高く、次いで「ショートステイなどの緊急時対応のサービスの整備」「相談体制の充実」となっている。
- 相談支援を進めるために必要な取り組みについては、「障がい児福祉分野と保育所、幼稚園、学校との相談連携の促進」、「障がい児の療育、養護施設との相談連携の促進」と回答した割合が高くなっている。

施策の方向

- 権利擁護体制の充実
- 親なき後への支援の充実
- 障がいや発達に配慮が必要な子どもの支援の充実
- 障がいのある子どものいる家族の支援の充実

第3章 基本理念と重点的な取り組み

1 基本理念

誰もが幸せを実感でき、心豊かに安心して暮らすことができるまち

住み慣れた地域で、誰もが互いに支え合い、その人らしく、心豊かに安心して暮らし続けることはすべての人の願いです。障がいのある人が尊厳と生きがいを持ち、必要な支援を受けながら自立した生活を営み幸せを実感することができるまちの実現を目指します。

I 共生のまち

住み慣れたまちで、個人の人格や多様性が尊重され、安心して暮らしていける社会の実現をめざすため、障がいのある人の社会参加を制限する社会的障壁を取り除く支援を進めます。

II 安心で心豊かに暮らせるまち

障がいのある人が安心して地域で暮らせるように、障がいのある人に配慮した防災、情報保障の体制づくりを推進するほか、権利擁護体制を充実していきます。また、新型コロナウイルス感染症などに対応した支援に取り組み、新しい生活様式などを取り入れた支援体制を構築していきます。

III 子育てしやすいまち

障がいの有無によらない、子どもたちの地域共生のために、障がいのある子どものライフステージに応じた切れ目のない支援を展開するとともに、一人ひとりのニーズに応じた支援を推進します。

IV 自分らしく生き生きと生活できるまち

障がいのある人が住み慣れた地域で生涯安心して暮らしていくために、福祉サービスの充実と、必要な社会資源を総合的にコーディネートする相談支援体制を確立します。また、一人ひとりの暮らしを自分らしく豊かにするために、社会参加の機会や場の充実に取り組みます。さらに、サービスの提供や事業所の運営の安定を図るために、人材の育成・確保に取り組みます。

2 重点的な取り組み

アンケートや関係者等のご意見やご要望、社会状況等の変化を踏まえ、計画策定にあたっての課題を整理し、以下の項目を重点的な取り組みとし、積極的に推進します。

(1) 情報・コミュニケーションの推進について

障がいがあることが原因で情報の入手ができない状況は、様々な場面において孤立してしまう恐れがあります。障がいのある人が障がいのない人と変わらず社会に関わることができるよう、本人の意思表明を支援するための体制を充実させるとともに、必要な情報を困難に感じることなく入手し発信できるよう、情報アクセシビリティの向上を進めていきます。また、手話を言語と認め、手話の普及と利用促進を目指す「石狩市手話に関する基本条例」の理念を踏まえ、情報・コミュニケーション支援が必要な障がいのある人の情報保障やコミュニケーション推進を盛り込んだ「情報・コミュニケーション条例の制定」を目指します。

(2) 親なき後支援・地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の高齢化が進む中、障がいの重度化や生活習慣病の発症、心身の機能低下などに対応することが求められています。障がいのある人が高齢になっても地域で安心して暮らし続けるためには、障がいによる特性と高齢による特性の両面に配慮した支援を行う必要があります。また、障がいのある人の高齢化や親なき後を見すえ、居住支援のための機能を充実させることにより、相談支援の機能強化、緊急時の受け入れや対応、地域で生活するための体験の機会や場の提供、専門相談員などの人材の確保や育成、コーディネート機能を強化するための地域の体制づくりを進めます。

(3) 精神障がい地域包括ケアシステムの構築

長期間入院している精神障がいのある人の地域移行、地域定着を図るため、福祉サービスとともに、訪問看護などの保健医療サービスなどの充実が求められています。精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保されるしくみづくりに取り組みます。また、同じ悩みや障がいを持つ仲間(ピア)の相談に乗ることや、サービス利用などの意思決定の際に助言を行うピアサポーターの活動を支援します。

(4) 市町村中核子ども発達支援センターの設置

障がいのある子どもと家族が、地域で安心して暮らし続けるためには、発達や成長段階に応じた切れ目のない支援が必要であり、福祉・教育・保健などの関係機関が連携し、障が

い特性に応じたきめ細やかな相談や療育などの適切な支援が求められています。児童発達支援センターと同じ機能をもつ市町村中核子ども発達支援センターを設置し、児童発達支援に加え、保育所等訪問支援または障害児相談支援を実施するほか、地域の連携体制や発達支援体制を強化します。また、障がいのある子どもを育てた経験のある保護者（ペアレントメンター）が相談相手となる相談事業を実施し、障がいのある子どもがいる家族を支援します。

（５）感染症等に対応した支援の充実

新型コロナウイルス感染症への対応が長期化することに伴い、心身に変調が生じる障がいのある人が増えていくことが予想されます。また、障害福祉サービスなどは、障がいのある人やその家族などを支える上で必要不可欠であることから、感染症対策を徹底した上で、障害福祉サービスなどを提供する体制が求められています。新型コロナウイルス感染症などに対応した支援に取り組み、新しい生活様式などを取り入れた支援体制を構築します。

（６）人材の育成・確保

障害福祉サービス分野においては、利用者本位の質の高いサービスを提供する人材が求められています。各事業所においても定期的な雇用に努めていますが、人材確保が大変厳しい状況が続き、人材の確保及び職場定着に向けた対策が喫緊の課題となっています。また、サービス提供にあたっては、一人ひとりの障がいの状況や特性に応じた専門性の高い支援が提供できる人材の育成が必要です。サービスの提供や事業所の運営の安定を図るために、人材の育成・確保に向けて取り組みを進めます。

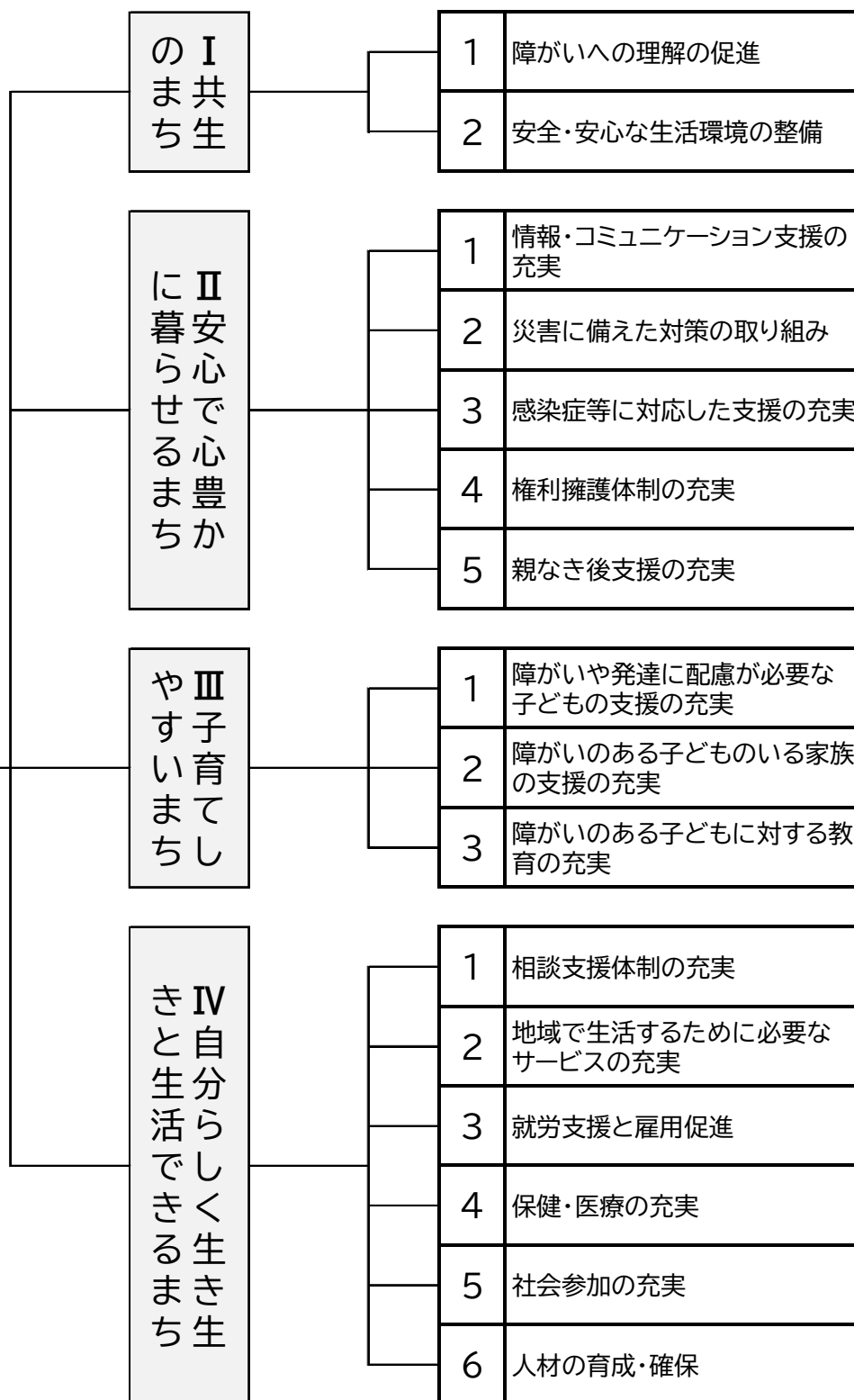
3 施策の体系

基本理念

誰もが幸せを実感でき、心豊かに安心して暮らすことができるまち

4つの視点

施策の方向



第4章 各論

I 共生のまち

施策の方向1 障がいへの理解の促進

障がいの有無にかかわらず、ともに暮らせるまちづくりを推進するために、ノーマライゼーションの理念に基づき、差別、偏見、物理的な障壁をなくし、障がい特性について理解が進むよう周知・啓発活動を行っていきます。

障がいのある人となない人の交流を促進することによって相互の理解を深め、障がいの理解と差別の解消に向けた講演会や研修、福祉教育の推進、障がい者施設と地域との交流などにより、心のバリアフリーを推進し、すべての人の人権が尊重される地域社会の実現を目指します。

【基本的な施策】

①	障がいについて理解を深める機会を増やすとともに、障がい者団体の横のつながりを深め、様々な障がいへの理解につなげるイベントや講習会などの取り組みを進めます。
②	石狩市社会福祉協議会と連携し、障がいのある人を支援するボランティア活動への支援を行います。
③	障がい者団体や事業所、関係機関などと協力し、障がいのある人への必要な配慮について、『広報いしかり』などを活用した啓発活動に取り組みます。
④	ハード面のバリアフリーだけでなく、心のバリアフリーも同時に推進するために、ヘルプマークなど、障がいのある人への配慮に関する取り組みを周知します。

I 共生のまち

施策の方向2 安全・安心な生活環境の整備

ユニバーサルデザインを基本理念とする「北海道福祉のまちづくり条例」による整備基準と、「石狩市福祉のまちづくり条例」に基づき、福祉のまちづくりを推進していきます。また、公共施設などの整備について、障がいのある人にとって安全なまちづくりを図っていきます。

【基本的な施策】

①	バリアフリー新法、北海道福祉のまちづくり条例、石狩市福祉のまちづくり条例に基づき、ユニバーサルデザインを踏まえた施設整備を推進します。
②	視覚障がいのある人の公共施設などへの安全な移動を確保するために、点字ブロックや誘導用マットなどの整備を推進します。
③	施設の整備にあたっては、利用形態、障がい特性などを把握した上で、それらに配慮したトイレや駐車スペースなどの設置を推進します。

Ⅱ 安心で心豊かに暮らせるまち

施策の方向１ 情報・コミュニケーション支援の充実

石狩市では、平成２６年度に「石狩市手話に関する基本条例」を施行しており、手話出前講座や手話フェスタなどによる手話の普及、タブレット端末を活用した遠隔手話通訳体制の整備や電話リレーサービスを実施するなど、情報入手やコミュニケーションのための様々な支援に取り組んでいます。

今後は、「障害者差別解消法」に基づいた合理的配慮の提供をするため、「情報・コミュニケーション条例」の制定に向けて、情報保障やコミュニケーション手段の確保を図っていきます。

【基本的な施策】

①	障がい特性に応じた利用しやすいコミュニケーション手段の環境を築き、障がいの有無にかかわらず理解し合えることを目的とした「情報・コミュニケーション条例」の制定に向けた取り組みを進めます。
②	障がいのある人に配慮した情報発信の充実を図るため、手話通訳や要約筆記、朗読ボランティアなどの人材育成に努めます。
③	必要な情報をわかりやすく伝えるために、デザインや文字、色の使い方などを配慮し、誰にでも見やすい広報の仕方を推進します。
④	聴覚障がいのある人のコミュニケーション支援の手段として手話通訳の派遣や遠隔手話通訳、電話リレーサービスの周知・啓発を促進します。
⑤	視覚障がいのある人のコミュニケーション支援の手段として、情報の音声化などの充実を図ります。

Ⅱ 安心で心豊かに暮らせるまち

施策の方向2 災害に備えた対策の取り組み

石狩市では、平成27年度に「避難行動要支援者名簿に関する条例」を施行しており、災害時に配慮が必要な方を支援するために避難行動要支援者名簿を整備しています。また、地域避難所での生活が困難な方を受け入れる福祉避難所として、「総合保健福祉センター」などを指定しています。

今後は、福祉避難所に必要な人員や物資の把握などを行いながら体制を整備していく必要があります。障がいのある人が、避難生活において適切な配慮を受け、安心して過ごすことができるよう、関係機関などと連携しながら体制強化を図ります。

【基本的な施策】

①	福祉避難所の指定、災害用物資の備蓄など、災害時の機能及び利便性向上に努めます。
②	災害時に円滑なコミュニケーションが図られるような取り組みを検討します。
③	防災訓練に障がいのある人の参加を促進し、訓練内容の充実を図ります。
④	避難行動要支援者名簿を整備するとともに、関係機関と連携し、災害時の安否確認や避難誘導などを円滑にするために、制度や支援体制のしくみについての啓発に努めます。
⑤	災害発生時において、市が発令する避難情報が災害時避難行動要支援者に確実に伝達されるよう配慮します。

Ⅱ 安心で心豊かに暮らせるまち

施策の方向3 感染症等に対応した支援の充実

新型コロナウイルス感染症への対応が長期化することに伴い、心身の変調が生じる障がいのある人が増えていくことが予想されます。また、障害福祉サービスは、障がいのある人やその家族を支える上で必要不可欠であることから、新型コロナウイルスなどの感染症対策を徹底した上で、サービス提供をする体制を構築する必要があります。

今後は、新しい生活様式を取り入れた新たな取り組みなど、障がいのある人や事業所、障害福祉サービス従事者などへの支援に努めます。

【基本的な施策】

①	必要な障害福祉サービスを維持するため、感染防止に向けた留意点の周知やその対策を講じるにあたり必要な物品などの確保に努めます。
②	感染症などに関わる情報を障がいのある人にわかりやすく伝えるなど、情報発信などにあたって十分配慮します。
③	感染症などへの対応が長期化することに伴い、障がいがあることで心身に変調が生じる方のために、相談体制の整備をします。
④	タブレット端末の活用による遠隔手話通訳の実施など、感染リスクを回避した意思疎通支援体制を整備します。
⑤	新型コロナウイルス感染症などによる新しい生活様式への対応として、オンライン会議やオンライン研修などの取り組みを推奨します。

Ⅱ 安心して心豊かに暮らせるまち

施策の方向 4 権利擁護体制の充実

障がいのある人が、差別や偏見、人権侵害を受けることなく一人ひとりが尊重され、権利や財産が擁護されなければいけません。

石狩市では、平成26年度に「石狩市成年後見センター」を設置し、成年後見制度などの相談体制の構築を図っています。誰もが地域で安心して暮らしていくためには、一人ひとりの人権を尊重し、権利を擁護する必要があります。障がいのある人が成年後見制度を適切に利用できるよう支援するとともに、制度の利用促進のための地域連携ネットワークなどの整備に向けて検討していきます。

【基本的な施策】

成年後見制度などの活用促進について	
①	障がいのある人がトラブルに巻き込まれないよう、弁護士などをはじめ関係機関が連携し、被害者とならない取り組みを実施します。
②	成年後見制度の利用促進のために、地域の専門職団体を構成する地域連携ネットワークや、コーディネートを行う中核機関の整備に向けて検討を進めます。
③	知的障がいや精神障がいにより意思決定の困難な人が財産管理や計画などで不利益にならないよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を促進します。

平成24年度に施行された「障害者虐待防止法」に基づき、障がいのある人に対する虐待の防止、早期発見と迅速・的確な対応に取り組んでいます。また、家庭内の虐待だけでなく、福祉施設や就労の場における虐待も未然に防止するため、関係機関との連携強化に努めます。

【基本的な施策】

障がい者虐待の防止について	
①	障がい者虐待防止対策の体制の充実を図るとともに、障がい者虐待通報の受理、虐待を受けた障がいのある人の保護など、関係機関との連携強化に努めます。

平成２８年度に施行された「障害者差別解消法」、平成２２年度に施行された「北海道障がい者条例」に基づき、今後も差別解消や合理的配慮の提供を促進するための取り組みを進めていきます。また、地域全体で障がいのある人への差別の解消に向けた取り組みを進めるために、障がいの理解を深めるための啓発パンフレットの配布や、相談窓口の周知を図ります。

【基本的な施策】

障害者差別解消法について	
①	「障害者差別解消法」、「北海道障がい者条例」に基づく取り組みを推進し、障がいを理由とする差別解消に向けたイベントや研修会などを実施します。
②	パンフレットの発行や『広報いしかり』を活用した広報啓発活動に取り組みます。

Ⅱ 安心して心豊かに暮らせるまち

施策の方向5 親なき後支援の充実

障がいのある人の高齢化が進む中、障がいの重度化や親なき後を見すえ、地域で安心して暮らし続けることができるような体制が必要です。今後は、障がいのある人が身近な地域で安心して暮らし続けるために、地域生活支援拠点等の整備について検討し、緊急時の受け入れをはじめ、居住支援のための相談、日中活動などの体験の機会・場、専門的人材の確保・育成、地域の体制づくりを構築していきます。また、8050問題を抱える家族の把握に努めるとともに、「親なき後」問題を未然に防ぐ取り組みを進めます。

【基本的な施策】

①	8050問題をはじめとする社会背景により、複雑化した生活課題を抱える障がいのある人の事例が発生してきており、早期発見・早期対応のしくみづくりを進めます。
②	障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくため様々な支援を切れ目なく提供する機能をもつ地域生活支援拠点等の整備を検討します。

Ⅲ子育てしやすいまち

施策の方向１ 障がいや発達に配慮が必要な子どもの支援の充実

障がいのある子どもと家族が、地域で安心して暮らし続けるためには、乳幼児期から就園、就学、就労までのライフステージに応じた切れ目のない支援が必要であり、子ども発達支援センターを中心に関係機関が連携して、発達や成長段階に応じた支援及び子育てに関する家族からの相談に対応しています。

今後は、児童発達支援センターと同じ機能を持つ「市町村中核子ども発達支援センター」を設置し、地域連携を強化するとともに、専門的な相談体制の充実を図っていきます。また、子どもの発達に関する家族の不安を丁寧に受け止め、適切な支援につなげていきます。さらに、医療的ケアが必要な子どもについては、保健・医療・教育・保育・福祉などの関係機関の協議の場を設置するなど、総合的な支援体制を構築していきます。

【基本的な施策】

①	市町村中核子ども発達支援センターを設置し、発達の遅れや障がいのある子どもと家族に対し、適切な相談指導や療育を受けるための支援を図ります。
②	乳幼児健康診査や保健相談などにおいて、障がいや疾病の早期発見だけでなく、保護者の子育て支援を行うなど、乳幼児の健やかな発育・発達を図ります。
③	各種健康診査や保健相談などでの困りごとについて、必要に応じて医療、福祉などの関係機関と円滑な連携を図り、その問題解決に向けた対応を行うなど、ライフステージにおいて切れ目のない支援を図ります。
④	保健、医療、教育、保育、福祉などの関係機関との協議の場を設置し、医療的ケアを必要とする障がいのある子どもと家族への支援を図ります。

Ⅲ子育てしやすいまち

施策の方向2 障がいのある子どもがいる家族の支援の充実

障がいのある子どもの発達や成長段階に応じた支援についての相談のニーズが高まっています。障がいのある子どもの親などが孤立することのないよう、障がいのある子どもを育てた経験のある保護者(ペアレントメンター)が相談相手となる相談事業を実施し、心のケアも含めた家族支援の充実を図っていきます。

【基本的な施策】

①	障がいのある子どもを育てた経験のある保護者(ペアレントメンター)が相談相手となり、障がいのある子どもがいる家族を支援します。
---	--

Ⅲ子育てしやすいまち

施策の方向3 障がいのある子どもに対する教育の充実

教育の場においては、一人ひとりの成長段階に応じた専門性の高い支援と家族の子育て不安を解消し、次につなげる支援の充実が求められます。特別支援教育の視点を持つ教員を育成し、個々に応じた指導と同時に多様な学びの場と、共に学ぶ場の環境整備が必要です。地域の中では、就学前から卒業後の生活までを見通して、学校教育・子育て・福祉・就労部門などとの連携を図り、子どもの成長段階や障がい特性に応じた必要な支援と相談体制の充実を図っていきます。また、学校教職員、福祉サービス事業所の職員などに対して、障がいへの理解と高い専門知識・技術の向上、研修の充実に取り組んでいきます。

【基本的な施策】

①	特別な支援を必要とする子どもを対象に、就学前からの教育相談を実施するなど、関係機関と連携しながら早期からの切れ目のない支援を行います。
②	一人ひとりのニーズに合わせ、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、将来の自立と社会参加に向けた、きめ細やかな支援を推進します。
③	切れ目のない一貫した教育支援を行うため、関係機関との連携強化を図ります。
④	高い専門性に基づく特別支援教育を推進するため、教職員研修や講習会の充実を図ります。

Ⅳ自分らしく生き生きと生活できるまち

施策の方向１ 相談支援体制の充実

障がいのある人やその家族が、乳幼児から高齢期までのライフステージに応じて、切れ目なく必要な支援が受けられる相談支援の充実を様々な関係機関との連携により取り組みます。また、障がいの種別に関わらず総合的かつ専門的な相談支援を行うために、相談支援センターの機能強化や関係機関との連携強化を図り、総合的な支援体制を構築していきます。

【基本的な施策】

①	障がいのある人やその家族が、気軽に安心してサービス利用や生活上の悩みなどを相談できるよう「石狩市相談支援センター」における相談体制の充実に努めます。
②	障害福祉サービスの利用支援や継続利用支援に関する相談と援助計画の作成を行う「計画相談支援」の体制強化に向けて方策を検討し、その整備に努めます。

IV自分らしく生き生きと生活できるまち

施策の方向2 地域で生活するために必要なサービスの充実

障がいのある人の日常生活の負担を軽減し、身近な地域で生活しやすくするために、サービス等利用計画に基づいた訪問系サービスなどの提供や日常生活用具の給付などを行っています。今後、障がいのある人の高齢化が進み、障がいの重度化、生活習慣病の発症、心身の機能低下などへの対応に伴い、短期入所や共同生活援助などの障害福祉サービスにおいて、サービス利用量のさらなる増大が予想されます。特に、地域での生活基盤となる生活共同援助については、障がいのある人それぞれの状況やニーズに即した支援の充実を図ります。

【基本的な施策】

①	障がいのある人やその家族のニーズに対応できる短期入所サービス事業所の充実を図ります。
②	ニーズに即した地域での生活を支援するために、共同生活援助などの充実を図ります。
③	障がいのある人の在宅生活を支援するために、補装具や日常生活用具の給付を実施します。
④	重度身体障がいのある人への訪問入浴サービスを実施します。

Ⅳ自分らしく生き生きと生活できるまち

施策の方向3 就労支援と雇用促進

障がいのある人が、社会の一員として就労の機会を得て、充実した社会生活を送るため、障がい特性に応じた支援を受けながら働き続けることのできる環境整備が必要です。また、就労後も、企業と就労する障がいのある人とのマッチングなど、効果的な就労移行支援、就労定着支援の推進が求められています。さらに、障がい者施設などにおける生産活動や自主生産品の販売促進、普及などについて創意工夫し、工賃向上への取り組みを支援します。

【基本的な施策】

①	障がいのある人が、福祉的就労事業所に通う際の交通費助成制度を検討します。
②	障がいのある人が継続して就労できるように、就労定着支援終了後のフォローアップを推進していきます。
③	障がいのある人の就労意識の動機づけとして効果があるインターンシップによる職業体験についての受け入れを推進していきます。
④	障害者優先調達推進法に基づき、福祉施設からの製品購入について調達方針を作成し目標を定め、毎年実績を公表します。
⑤	障がい者就労施設などで作られた製品について、市のイベントなどで積極的な活用や販売を継続し、障がいのある人の工賃向上への取り組みを支援します。

Ⅳ自分らしく生き生きと生活できるまち

施策の方向4 保健・医療の充実

保健や医療の支援が必要な障がいのある人が地域で暮らし続けていくために、保健・医療サービスと福祉サービスとの連携を図ります。特に、精神障がいのある人の地域移行を進めていくためには、地域で医療を受けながら安定した生活を送ることができるように、居住の確保や医師、保健師、相談支援専門員などの連携による支援の充実を図ることが必要です。また、医療的ケアが必要な在宅の障がいのある人についても、日中活動の場の確保、家族の介護の負担軽減のための事業の拡充など、重い障がいがあっても地域で暮らし続けていける支援体制の拡充を図ります。

【基本的な施策】

①	精神障がい地域包括ケアシステムの構築に向けて、精神障がいのある人への福祉サービスや就労支援など、切れ目のない支援を実施できるよう関係機関との連携を強化します。
②	【再掲】乳幼児健康診査や保健相談などにおいて、障がいや疾病の早期発見だけではなく、保護者の子育て支援を行うなど、乳幼児の健やかな発育・発達を図ります。
③	【再掲】各種健康診査や保健相談などでの困りごとについて、必要に応じて医療、福祉などの関係機関と円滑な連携を図り、その問題解決に向けた対応を行うなど、ライフステージにおいて切れ目のない支援を図ります。
④	【再掲】保健、医療、教育、保育、福祉などの関係機関との協議の場を開催し、医療的ケアを必要とする障がいのある子どもと家族への支援を図ります。

Ⅳ自分らしく生き生きと生活できるまち

施策の方向5 社会参加の充実

障がいのある人が、自ら望む生活のあり方を選択し、社会活動に参加するため、単独で移動が困難な場合に外出などに必要なサービスを提供しています。また、障がいのある人が豊かで充実した生活を地域で送ることができるように、多様な活動の場の提供と社会参加のために必要な環境を整備します。さらに、障がいのある人がピア（仲間）として、当事者からの相談を受け、助言を行うピアサポーターの養成や活動などを支援します。

【基本的な施策】

①	障がいのある人の外出の機会を増やすため、福祉タクシー利用券交付制度を実施します。
②	地域活動支援センターを利用する精神障がいのある人に対する支援のため、通所に伴う交通費助成事業を推進します。
③	障がいのある人が、社会生活や社会参加のために利用する移動支援事業を推進します。
④	公共交通機関料金割引制度の拡充に向けた働きかけを推進します。
⑤	障がいのある人が日中活動を利用して地域での社会参加ができるよう、日中活動の場の充実を図ります。
⑥	障がいのある人やその家族がピア（仲間）として障がいのある人からの相談を受け、問題解決につながる助言を行うピアサポーターの養成や活動などを支援します。
⑦	障がいの有無にかかわらず、ともにふれあい、学べるような内容を考慮したイベントや講演会などを実施します。
⑧	障がいのある人の健康保持・増進を図るため、各関係機関と連携し、気軽に参加できるスポーツ活動を支援します。
⑨	障がいのある人が積極的に文化・芸術活動を行えるよう、活動や創作作品の展示の場の確保に努めるなど、活動を支援します。

Ⅳ自分らしく生き生きと生活できるまち

施策の方向6 人材の育成・確保

障害福祉サービス分野においては、利用者本位の質の高いサービスを提供する人材が求められています。各事業所においても定期的な雇用に努めていますが、人材確保が大変厳しい状況が続き、人材の確保及び職場定着に向けた対策が喫緊の課題となっています。また、サービス提供にあたっては、一人ひとりの障がい状況や障がい特性に応じた専門性の高い支援が提供できる人材の育成が必要です。事業所や市の職員が積極的に研修に参加できるように、研修の充実と参加への支援、そして、障がい福祉分野を担う次の世代の育成に努めます。

【基本的な施策】

①	障がいのある人に必要なサービスを提供するため、人材確保と職場定着について取り組みます。
②	事業所の職員が、障がいのある人への支援に関する専門的技術を習得するための研修へ参加するための支援を実施します。
③	小学校・中学校・高等学校の児童・生徒が障害福祉サービス事業所での体験の機会を設けるなど、障がい福祉分野の人材育成につながる取り組みを実施します。
④	市職員に対して、障がいのある人に関する理解を促進するための必要な研修を実施し、窓口などにおける障がいのある人への配慮を周知します。

第5章 第6期障がい福祉計画

1 第5期計画の達成状況

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

① 施設入所者の地域生活への移行数

福祉施設入所者の地域生活への移行については、令和2年度末時点で4人の移行が見込まれ、移行率は5.5%にとどまる見込みです。

※平成28年度末の入所者数73人

項目	数 値	備 考
【目標値】	7 人	令和2年度末時点の施設入所からグループホーム等へ地域移行する入所者数(割合については地域生活移行者数を入所者数で除したもの)
	9.6 %	
【達成状況】	4 人	令和2年度末時点での地域生活移行者見込数(割合については地域生活移行者数を入所者数で除したもの)
	5.5 %	

② 施設入所者の減少見込数

福祉施設入所者数については、令和2年度末時点で71人となる見込みであり、減少率は2.7%となり、目標値どおりの達成状況となる見込みです。

※平成28年度末の入所者数73人

項目	数 値	備 考
【目標値】	2 人	※差引減少見込み数 ※割合については削減見込人数を入所者で除したもの
	2.7 %	
【達成状況】	2 人	※差引減少見込み数 ※割合については削減見込人数を入所者で除したもの
	2.7 %	

(2) 福祉施設から一般就労への移行

① 一般就労移行者数

令和1年度末時点で、一般就労への移行者数は12人となっており、令和2年度末では目標値どおりの達成状況となる見込みです。

項 目	数 値	備 考
【目標値】	12 人	※令和2年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【達成状況】	12 人	※令和1年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数

② 就労移行支援事業所利用者数

令和1年度末時点で、就労移行支援事業所の利用者数は、30人となっており、令和2年度末では目標値どおりの達成状況となる見込みです。

項 目	数 値	備 考
【目標値】	23 人	※令和3年3月の就労移行支援事業所利用者数
【達成状況】	30 人	※令和2年3月の就労移行支援事業所利用者数

(3) 指定障害福祉サービス

① 居住系サービス量の見込

共同生活援助の利用実績は、各年度通じて増加傾向で推移しています。施設入所支援の利用実績は、ほぼ横ばいで推移しています。

(単位:人分)

サービス体系	平成30年度	令和1年度	令和2年度
自立生活援助	0 (1)	0 (1)	0 (1)
共同生活援助	114 (112)	122 (112)	130 (116)
施設入所支援	72 (73)	72 (73)	70 (71)
全 体	186 (186)	194 (187)	200 (188)

※()内の数値は計画策定時の見込数

※令和2年度の実績値は、令和2年4月～6月(3か月間)の実績の数値より算出

※サービスの内容については76ページを参照

② 訪問系サービス量の見込

訪問系サービスの利用実績は、各サービスともに各年度通じて、概ね増加傾向で推移しています。

(単位:時間分/月)

サービス体系	平成30年度	令和1年度	令和2年度
居宅介護	1,599 (1,550)	1,754 (1,600)	1,760 (1,650)
重度訪問介護	1,112 (405)	1,191 (410)	1,200 (415)
行動援護	734 (605)	323 (610)	800 (615)
重度障害者等包括支援	0 (10)	0 (15)	0 (20)
同行援護	8 (30)	17 (31)	20 (32)

※()内の数値は計画策定時の見込数

※令和2年度の実績値は、令和2年4月～6月(3か月間)の実績の数値より算出

※サービスの内容については77ページを参照

③-1 日中活動系サービス量の見込《全体》

日中活動系サービスの利用実績は、就労系サービスにおいて、増加傾向で推移しています。

(単位:人分)

サービス体系	平成30年度	令和1年度	令和2年度
生活介護	155 (167)	154 (171)	160 (176)
自立訓練(機能訓練)	0 (1)	0 (1)	0 (1)
自立訓練(生活訓練)	3 (2)	3 (3)	3 (3)
宿泊型自立訓練	1 (-)	2 (-)	2 (-)
就労移行支援	28 (20)	30 (21)	32 (22)
就労継続支援(A型)	32 (40)	34 (45)	40 (50)
就労継続支援(B型)	108 (93)	125 (95)	140 (98)
就労定着支援	6 (7)	6 (9)	7 (11)
療養介護	14 (15)	15 (15)	15 (16)
地域活動支援センター	40 (40)	40 (50)	40 (60)
全 体	386 (385)	407 (410)	437 (437)

※()内の数値は計画策定時の見込数

※令和2年度の実績値は、令和2年4月～6月(3か月間)の実績の数値より算出

※サービスの内容については77ページを参照

※毎日の日中活動系サービス利用者の全体像を整理するため、地域活動支援センターを含め、短期入所を除く

※サービスの見込量にあわせ、1か月あたりの平均利用者数を推計

③-2 日中活動系サービス量の見込<<月間>>

日中活動系サービスの利用量は、就労系サービスにおいて顕著に増加しています。

(単位:人日/月)

サービス体系	平成30年度	令和1年度	令和2年度
生活介護	3,234 (3,387)	3,285 (3,403)	3,360 (3,420)
自立訓練(機能訓練)	0 (1)	0 (1)	0 (1)
自立訓練(生活訓練)	52 (44)	57 (66)	66 (66)
宿泊型自立訓練	31 (-)	62 (-)	62 (-)
就労移行支援	434 (345)	455 (360)	576 (375)
就労継続支援(A型)	602 (800)	645 (1,000)	800 (1,200)
就労継続支援(B型)	1,899 (1,600)	2,206 (1,640)	2,520 (1,700)
就労定着支援	6 (7)	6 (9)	7 (11)
療養介護	434 (430)	455 (440)	465 (451)
短期入所	177 (200)	130 (216)	176 (232)

※()内の数値は計画策定時の見込数

※令和2年度の実績値は、令和2年4月～6月(3か月間)の実績の数値より算出

※サービスの内容については77ページを参照

※人日/月とは、1か月あたりの利用見込み日数を、人数に乗じた数値

④ 相談支援の見込

相談支援の利用実績は、各年度を通じて概ね増加傾向で推移しています。

(単位:人分)

サービス体系	平成30年度	令和1年度	令和2年度
計画相談支援	428 (200)	432 (210)	440 (220)
地域移行支援	6 (5)	9 (5)	10 (5)
地域定着支援	0 (3)	0 (3)	0 (3)

※()内の数値は計画策定時の見込数

※令和2年度の実績値は、令和2年4月～6月(3か月間)の実績の数値より算出

※サービスの内容については79ページを参照

(4) 地域生活支援事業

① 地域生活支援事業の実施状況

地域生活支援事業の利用実績は、各年度を通じて概ね見込みどおりに推移しています。

事業名	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
	実施箇所数	利用件数	実施箇所数	利用件数	実施箇所数	利用件数
(1)相談支援事業						
①相談支援事業						
ア)障がい者相談支援事業	3か所 (3か所)	—	3か所 (3か所)	—	3か所 (3か所)	—
イ)地域自立支援協議会	1か所 (1か所)	—	1か所 (1か所)	—	1か所 (1か所)	—
②市町村相談支援機能強化事業	1か所 (1か所)	—	1か所 (1か所)	—	1か所 (1か所)	—
③住宅入居等支援事業	1か所 (1か所)	—	1か所 (1か所)	—	1か所 (1か所)	—
④成年後見制度利用支援事業	—	0人 (2人)	—	1人 (3人)	—	1人 (4人)
(2)意思疎通支援事業		81人 (50人)		81人 (50人)		80人 (50人)
(3)日常生活用具給付等事業 ※給付等見込件数						
①介護・訓練支援用具		0件 (7件)		1件 (8件)		5件 (9件)
②自立生活支援用具		10件 (20件)		16件 (21件)		20件 (22件)
③在宅療養等支援用具		9件 (15件)		17件 (16件)		17件 (17件)
④情報・意思疎通支援用具		4件 (17件)		12件 (18件)		15件 (19件)
⑤排泄管理支援用具		1,293件 (1,400件)		1,337件 (1,410件)		1,390件 (1,420件)
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		2件 (5件)		0件 (6件)		4件 (7件)

事業名	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
	実施箇所数	利用件数	実施箇所数	利用件数	実施箇所数	利用件数
(4)移動支援事業	44か所 (50か所)	116人 (200人)	35か所 (50か所)	120人 (210人)	40か所 (50か所)	130人 (220人)
	延べ9,091時間 (延べ10,500時間)		延べ9,605時間 (延べ11,000時間)		延べ10,000時間 (延べ11,500時間)	
(5)地域活動支援センター事業						
①基礎的事業	4か所 (4か所)	40人 (40人)	4か所 (5か所)	40人 (50人)	4か所 (5か所)	40人 (60人)
②機能強化事業	4か所 (4か所)	—	4か所 (5か所)	—	4か所 (5か所)	—
(6)その他事業						
①日中一時支援事業	—	2件 (15件)	—	2件 (15件)	—	3件 (15件)
②訪問入浴サービス事業	—	2件 (3件)	—	2件 (3件)	—	2件 (3件)
③生活サポート事業	—	0件 (1件)	—	0件 (1件)	—	0件 (1件)
④更生訓練費給付事業	—	0件 (3件)	—	0件 (3件)	—	0件 (3件)
⑤自動車運転免許取得 ・改造助成事業	—	0件 (3件)	—	3件 (3件)	—	3件 (3件)

※()内の数値は計画策定時の見込数

※令和2年度の実績値は、令和2年4月～6月(3か月間)の実績の数値より算出

※サービスの内容については80ページを参照

2 成果目標の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 施設入所者の地域生活への移行数

項 目	数 値	備 考
現在の全入所者数	72 人	※令和2年3月 31 日の施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者数	4 人	※上記のうち、令和5年度末時点の施設入所から グループホーム等へ地域移行する入所者数(割 合については地域生活移行者数を全入所者数 で除したもの) ※北海道からの目標値は 2.4%以上
	5.6 %	

② 施設入所者の減少見込数

項 目	数 値	備 考
現在の 全入所者数(A)	72 人	※令和2年3月 31 日の施設入所者数
令和5年度 全入所者数(B)	68 人	※令和5年度末時点の施設入所者数を見込む
【目標値】 削減見込(A-B)	4 人	※差引減少見込み数 ※割合については削減見込人数を全入所者(A)で 除したもの ※北海道からの目標値は 4.3%以上
	5.6 %	

(2) 福祉施設から一般就労への移行

① 一般就労移行者数

項 目	数 値	備 考
令和1年度の 一般就労移行者数	12 人	※令和1年度において福祉施設を退所し、一般 就労した者の数
【目標値】	15 人	※令和5年度において福祉施設を退所し、一般 就労する者の数 ※北海道からの目標値は1.27倍以上
	1.25 倍	

② 就労移行支援事業所利用者数

項 目	数 値	備 考
令和1年度の 就労移行支援 事業所利用者数	30 人	※令和2年3月の就労移行支援事業所利用者数
【目標値】	38 人	※令和5年度末の就労移行支援事業所利用者数

※(1)及び(2)の目標値は、北海道の指針に基づき設定しています。

3 重点施策

福祉施設の入所または入院からの地域生活への移行支援、地域生活継続の支援、就労支援などのサービスの提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるしくみとして地域生活支援拠点等の整備を進めます。また、障がいのある人の重度化・高齢化が進む中、将来にわたって安定的に障害福祉サービスなどを提供し、事業を実施していくために、提供体制の確保と人材の確保を進めます。

(1) 地域生活支援拠点等の整備数

- ① 障がいのある人の高齢化や重度化、8050問題への対応を見すえ、地域全体で支える中核としての役割を担う体制を整備します。

項 目	数 値	備 考
【目 標 値】	1か所	※令和5年度末時点における地域生活支援拠点等の整備予定数

- ② 地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた検証及び検討を行います。

区 分	令和1年度 ※参考値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
検討の場の実施回数	1回	3回	3回	3回

(2) 各種研修への参加の支援（新規）

- ① 北海道が実施する研修等への参加を支援します。

区 分	令和1年度 ※参考値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援した研修などの回数	0回	0回	10回	10回

4 サービス必要量の見込

在宅生活に必要なサービスについて、自立した生活を心身ともに豊かに送れるよう、在宅でのサービスを推進します。具体的なサービスとしては、次に掲げる障害者総合支援法の「指定障害福祉サービス」や「地域生活支援事業」において提供されるサービスが多く含まれます。

(1) 指定障害福祉サービス

①「指定障害福祉サービス」の充実と利用促進(居住系)

■自立生活援助

一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

■共同生活援助(グループホーム)

共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

■施設入所支援

施設入所者に、入浴や排せつ、食事の介護などを提供します。

① 居住系サービス量の見込

(単位:人分)

サービス体系	令和1年度 ※参考値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	0	1	1	1
共同生活援助	130	135	140	145
施設入所支援	72	70	69	68
全 体	202	206	210	214

② 「指定障害福祉サービス」の充実と利用促進(訪問系)

■居宅介護(ホームヘルプ)

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

■重度訪問介護

重度の肢体不自由のある人または重度の知的障がい、もしくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。

■行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

■重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。

■同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護などの外出支援を行います。

② 訪問系サービス量の見込

(単位:時間/月)

サービス体系	令和1年度 ※参考値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	1,754	1,780	1,800	1,820
重度訪問介護	1,191	1,200	1,600	1,600
行動援護	691	702	720	720
重度障害者等包括支援	0	10	15	20
同行援護	17	24	28	32

③ 「指定障害福祉サービス」の充実と利用促進(日中活動系)

■生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

■自立訓練(機能訓練・生活訓練)

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います

■就労移行支援 一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
■就労継続支援(A型・B型) 一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
■療養介護 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
■短期入所(ショートステイ) 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
■就労定着支援 一般就労へ移行した障がいのある人に、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅などへの訪問や障がいのある人の来所により必要な連絡調整や指導・助言などを行います。

③-1 日中活動系サービス量の見込《全体》

(単位:人分)

サービス体系	令和1年度 ※参考値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	154	160	160	160
自立訓練(機能訓練)	0	1	1	1
自立訓練(生活訓練)	3	3	4	4
就労移行支援	30	34	36	38
就労継続支援(A型)	34	38	40	42
就労継続支援(B型)	125	150	160	170
就労定着支援	6	8	9	10
療養介護	15	15	16	16
地域活動支援センター	40	40	50	60
全 体	407	449	476	501

※毎日の日中活動系サービス利用者の全体像を整理するため、地域活動支援センターを含め、短期入所を除く

※サービスの見込量にあわせ、1か月あたりの平均利用者数を推計

③-2 日中活動系サービス量の見込<<月間>>

(単位:人日/月)

サービス体系	令和1年度 ※参考値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	3,285	3,360	3,360	3,360
自立訓練(機能訓練)	0	30	30	30
自立訓練(生活訓練)	57	66	88	88
就労移行支援	455	612	648	684
就労継続支援(A型)	645	760	800	840
就労継続支援(B型)	2,206	2,700	2,880	3,060
就労定着支援	6	8	9	10
療養介護	455	465	496	496
短期入所	130	184	192	200

※サービスの利用見込量を整理

※人日/月とは、1か月あたりの利用見込み日数を、人数に乗じた数値

④「相談支援」の充実と利用促進

■計画相談支援

障害福祉サービスなどの申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業所などとの連絡調整などを行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。利用開始後は支給決定されたサービスなどの利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業所などとの連絡調整などを行います。

■地域移行支援

障害者支援施設または精神科病院に入所・入院する障がいのある人が、退所・退院し、地域生活へ移行する際に必要な相談支援をします。

■地域定着支援

居宅において単身で生活している障がいのある人などを対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

④ 相談支援の見込

(単位:人分)

サービス体系	令和1年度 ※参考値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	432	450	460	470
地域移行支援	9	5	5	5
地域定着支援	0	3	3	3

(2) 地域生活支援事業

「地域生活支援事業」の充実と利用促進

■相談支援事業

障がいのある人やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供、権利擁護のために必要な援助を行います。

■意思疎通支援事業

聴覚障がいのある人などのための意志疎通を仲介するための支援で、手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業・手話通訳者設置事業に区分されます。

■日常生活用具給付等事業

障がいに応じて必要な様々な日常生活用具(特殊寝台、入浴補助用具、住宅改修、スロープ用装具、点字器、歩行補助つえなど)を給付します。

■移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に、社会参加のための支援を行います。

■地域活動支援センター事業

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進などの便宜を供与します。

■その他事業

市町村が地域状況を踏まえ必要に応じ任意に実施する事業です。石狩市で実施する事業は以下のとおりです。

●日中一時支援事業

日中において監護者がおらず、一時的に見守りなどが必要な障がい児(者)を適切な場所で預かり、支援を行います。

●訪問入浴サービス事業

入浴が困難な在宅の身体障がいのある人の居宅を特殊車両で訪問して入浴の介護を行い、身体の清潔保持、心身機能の維持を図ります。

●生活サポート事業

障害支援区分により介護給付が非該当となっている方で、日常生活に支障をきたすおそれのある障がいのある人などにホームヘルパーを派遣し、生活支援・家事援助を行い、地域での自立した生活の促進を図ります。

●更生訓練費給付事業

身体障がい者更生施設などに入所・通所し、自立訓練や就労訓練を受けている人に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

●自動車運転免許取得・改造助成事業

身体障がいのある人が就労などのため自動車運転免許を取得する場合の費用の一部助成と重度の身体障がいのある人が就労などに伴い自ら所有し運転する自動車の操向装置などを改造した場合の費用の一部助成を行い、社会復帰の促進を図ります。

地域生活支援事業の見込

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実施見込 箇所数	利用見込 件数	実施見込 箇所数	利用見込 件数	実施見込 箇所数	利用見込 件数
(1)相談支援事業						
①相談支援事業						
ア)障がい者相談支援事業	3か所	—	3か所	—	3か所	—
イ)地域自立支援協議会	1か所	—	1か所	—	1か所	—
②市町村相談支援機能強化事業	1か所	—	1か所	—	1か所	—
③住宅入居等支援事業	1か所	—	1か所	—	1か所	—
④成年後見制度利用支援事業	—	2人	—	3人	—	4人
(2)意思疎通支援事業	80人		80人		80人	
(3)日常生活用具給付等事業 ※給付等見込件数						
①介護・訓練支援用具	5件		5件		5件	
②自立生活支援用具	20件		20件		20件	
③在宅療養等支援用具	18件		19件		20件	
④情報・意思疎通支援用具	16件		17件		18件	
⑤排泄管理支援用具	1,400件		1,410件		1,420件	
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	5件		6件		7件	
(4)移動支援事業	50か所	200人	50か所	210人	50か所	220人
	延べ10,500時間		延べ11,000時間		延べ11,500時間	
(5)地域活動支援センター事業						
①基礎的事業	4か所	40人	5か所	50人	5か所	60人
②機能強化事業	4か所	—	5か所	—	5か所	—

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実施見込 箇所数	利用見込 件数	実施見込 箇所数	利用見込 件数	実施見込 箇所数	利用見込 件数
(6)その他事業						
①日中一時支援事業	—	15件	—	15件	—	15件
②訪問入浴サービス事業	—	3件	—	3件	—	3件
③生活サポート事業	—	1件	—	1件	—	1件
④更生訓練費給付事業	—	3件	—	3件	—	3件
⑤自動車運転免許取得 ・改造助成事業	—	3件	—	3件	—	3件

5 見込量確保の方策

障害福祉サービスなど、必要な人が利用できるよう見込量の把握に努めるとともに、相談支援に係るニーズ把握に努めます。特に、共同生活援助や生活介護、短期入所、計画相談支援など需要増が見込まれますので、事業所の設置を促進するとともに、利用者の求めに応じたサービスが提供できるように努めます。

地域生活支援事業については、必要な事業を継続して実施するとともに、地域の障がいのある人の実情に合わせた事業実施に努めます。

第6章 第2期障がい児福祉計画

1 第1期計画の達成状況

(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の実施

令和2年12月時点において、児童発達支援センターについては未設置です。引き続き、第2期計画の目標として設定し、検討を行っていきます。

① 児童発達支援センターの設置

項 目	数 値	備 考
【目標値】	検討中	※令和2年度末時点の施設数
【達成状況】	設置なし	※令和2年12月1日の施設数

② 保育所等訪問支援の実施

項 目	数 値	備 考
【目標値】	1 か所	※令和2年度末時点の施設数
【達成状況】	1 か所	※令和2年12月1日の施設数

(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保

重症心身障がい児を支援する事業所について、それぞれ1か所の実績となる見込みです。

① 児童発達支援事業所の確保

項 目	数 値	備 考
【目標値】	1 か所	※令和2年度末時点の施設数
【達成状況】	1 か所	※令和2年12月1日の施設数

② 放課後等デイサービスの確保

項 目	数 値	備 考
【目標値】	1 か所	※令和2年度末時点の施設数
【達成状況】	1 か所	※令和2年12月1日の施設数

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

令和2年12月時点において、保健・医療・福祉・保育・教育などの関連機関などが連携を図るための協議の場については未設置です。引き続き、第2期計画の目標として設定し、取り組みを行っていきます。

項 目	数 値	摘 要
【目標値】	1 か所	※令和2年度末時点の設置数
【達成状況】	0 か所	※令和2年12月1日の設置数

(4) 児童発達支援

児童発達支援の利用実績は、各年度を通じて減少傾向で推移しています。

区 分	平成30年度	令和1年度	令和2年度
利用者数 (人／月)	78 人 (113 人)	71 人 (118 人)	70 人 (124 人)
利用量 (人日／月)	632 人日 (926 人日)	569 人日 (967 人日)	560 人日 (1,016 人日)

※()内の数値は計画策定時の見込数

※令和2年度の実績値は、令和2年4月～6月(3か月間)の実績の数値より算出

※サービスの内容については91ページを参照

(5) 医療型児童発達支援

医療型児童発達支援の利用実績はありませんでした。

区 分	平成30年度	令和1年度	令和2年度
利用者数 (人／月)	0 人 (3 人)	0 人 (3 人)	0 人 (3 人)
利用量 (人日／月)	0 人日 (60 人日)	0 人日 (60 人日)	0 人日 (60 人日)

※()内の数値は計画策定時の見込数

※令和2年度の実績値は、令和2年4月～6月(3か月間)の実績の数値より算出

※サービスの内容については91ページを参照

(6) 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスの利用実績は、見込量を上回っています。

区 分	平成30年度	令和1年度	令和2年度
利用者数 (人／月)	171 人 (130 人)	172 人 (135 人)	170 人 (140 人)
利用量 (人日／月)	2,283 人日 (1,820 人日)	2,283 人日 (1,890 人日)	2,210 人日 (1,960 人日)

※()内の数値は計画策定時の見込数

※令和2年度の実績値は、令和2年4月～6月(3か月間)の実績の数値より算出

※サービスの内容については91ページを参照

(7) 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援の利用実績は、横ばいで推移しています。

区 分	平成30年度	令和1年度	令和2年度
利用者数 (人／月)	2 人 (5 人)	1 人 (5 人)	2 人 (5 人)
利用量 (人日／月)	1人日 (10 人日)	1人日 (10 人日)	1 人日 (10 人日)

※()内の数値は計画策定時の見込数

※令和2年度の実績値は、令和2年4月～6月(3か月間)の実績の数値より算出

※サービスの内容については92ページを参照

(8) 居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援の利用実績はありませんでした。

区 分	平成30年度	令和1年度	令和2年度
利用者数 (人／月)	0 人 (1 人)	0 人 (1 人)	0 人 (1 人)
利用量 (人日／月)	0 人日 (1 人日)	0 人日 (1 人日)	0 人日 (1 人日)

※()内の数値は計画策定時の見込数

※令和2年度の実績値は、令和2年4月～6月(3か月間)の実績の数値より算出

※サービスの内容については92ページを参照

(9) 障害児相談支援

障害児相談支援の利用実績は、見込みを大きく上回っています。

区 分	平成30年度	令和1年度	令和2年度
利用者数 (人)	155 人 (103 人)	181 人 (108 人)	180 人 (112 人)

※()内の数値は計画策定時の見込数

※令和2年度の実績値は、令和2年4月～6月(3か月間)の実績の数値より算出

※サービスの内容については92ページを参照

(10) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの 設置

コーディネーターの配置数は、見込数に応じた数になっています。

区 分	平成30年度	令和1年度	令和2年度
配置数(人)	2人 (0人)	2人 (1人)	2人 (1人)

※()内の数値は計画策定時の見込数

※令和2年度の実績値は、令和2年4月～6月(3か月間)の実績の数値より算出

※サービスの内容については93ページを参照

2 成果目標の設定

(1) 市町村中核子ども発達支援センターの設置

児童発達支援センターと同等の機能を有する市町村中核子ども発達支援センターとして整備します。

① 市町村中核子ども発達支援センターの設置

項 目	数 値	備 考
現在の設置数	設置なし	※令和2年12月1日の施設数
【目標値】	1 か所	※令和5年度末時点の施設数

(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保

重症心身障がい児を支援する事業所をそれぞれ1 か所以上確保する体制を維持します。

① 児童発達支援事業所の確保

項 目	数 値	備 考
現在の事業所数	1 か所	※令和2年12月1日の施設数
【目標値】	1 か所	※令和5年度末時点の施設数

② 放課後等デイサービスの確保

項 目	数 値	備 考
現在の事業所数	1 か所	※令和2年12月1日の施設数
【目標値】	1 か所	※令和5年度末時点の施設数

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

令和5年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関連機関が連携を図るための協議の場を設けることを目指します。

項 目	数 値	摘 要
現在の設置数	0 か所	※令和2年12月1日の設置数
【目標値】	1 か所	※令和5年度末時点の設置数

3 サービス必要量の見込

(1) 児童発達支援

就学前の障がいのある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

区 分	令和1年度 ※参考値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	71 人	70 人	70 人	70 人
利用量 (人日／月)	569 人日	560 人日	560 人日	560 人日

(2) 医療型児童発達支援

就学前の障がいのある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び医療的ケアを行います。

区 分	令和1年度 ※参考値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	0 人	3 人	3 人	3 人
利用量 (人日／月)	0 人日	60 人日	60 人日	60 人日

(3) 放課後等デイサービス

就学している障がいのある子どもに対し、放課後や長期休業期間などに生活能力向上のための必要な訓練や社会との交流促進などの支援を行います。

区 分	令和1年度 ※参考値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	172 人	170 人	170 人	170 人
利用量 (人日／月)	2,283 人日	2,550 人日	2,890 人日	3,230 人日

(4) 保育所等訪問支援

保育所などを訪問し、障がいのある子どもに対して、保育所などにおける集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

区 分	令和1年度 ※参考値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	1 人	5 人	5 人	5 人
利用量 (人日／月)	1 人日	10 人日	10 人日	10 人日

(5) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいにより外出が著しく困難な障がいのある子どもに対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与などの支援を行います。

区 分	令和1年度 ※参考値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	0 人	1 人	1 人	1 人
利用量 (人日／月)	0 人日	1 人日	1 人日	1 人日

(6) 障害児相談支援

障がいのある子どもが児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援を利用するにあたり、障害児支援利用計画を作成します。利用開始後は一定の期間ごとにモニタリングなどの支援を行います。

区 分	令和1年度 ※参考値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	181 人	190 人	195 人	200 人

(7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの設置

人工呼吸器を装着しているなど、日常生活を営むために医療を必要とする障がいのある子ども（医療的ケア児）が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児に対する支援が適切に行える人材を配置します。

区 分	令和1年度 ※参考値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置人数 (人)	2人	2人	2人	2人

4 見込量確保の方策

放課後等デイサービスについては需要増が見込まれるため、関係機関と連携し、サービス提供事業所の確保やサービスの充実に努めます。医療型児童発達支援と保育所等訪問支援は、利用ニーズを的確に把握し、利用者の求めに応じたサービスが提供できるよう関係機関との連携を図ります。障害児相談支援も需要増が見込まれますので、相談事業所の設置を促進するとともに、利用者に対する適切な支援とモニタリングの実施に努めます。

資料1 石狩市障がい者福祉計画策定委員会の委員構成

計画の策定にあたっては、学識経験者、障がい者団体、関係機関、公募委員などから構成される「石狩市障がい者福祉計画策定委員会」において検討を行いました。

石狩市障がい者福祉計画策定委員会 委員名簿

	氏 名	所 属	専任区分
1	委員長 戸田 健一	特定非営利活動法人たねっと (障がい者相談支援センター 夢民)	学識経験者
2	副委員長 細谷 強志	社会福祉法人はるにれの里 (石狩市相談支援センターぷろっぷ)	障がい者施設において障がい者支援に関する事業に従事する者
3	森川 貴司	医療法人天公会 石狩ファミリアホスピタル	保健、医療及び福祉に係る事業に従事する者
4	池田 真由美	社会福祉法人タンポポのはら (指定障がい福祉サービス事業所ギャラリーヴィン)	障がい者施設において障がい者支援に関する事業に従事する者
5	今西 浩子	特定非営利活動法人石狩市手をつなぐ育成会	障がい者団体の推薦者
6	赤山 好明	石狩市身体障害者福祉協会	障がい者団体の推薦者
7	福江 彰	石狩大地の会	障がい者団体の推薦者
8	森 朋代	石狩市教育支援センター	学識経験者
9	三島 照子	(石狩市視覚障がい者協会瞳会)	公募委員
10	笹谷 真琴	(特定非営利活動法人石狩聴力障害者協会)	公募委員

資料2 用語解説

あ

● アクセシビリティ

年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

● 石狩市手話に関する基本条例

市民の手話への理解の促進を図ることにより、地域における手話の使いやすい環境を構築することで、手話を使用する市民が、手話により、自立した日常生活を営み、社会参加をし、及び心豊かに暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的に、平成26年4月に施行された条例。

● 石狩市避難行動要支援者名簿に関する条例

災害時などにおいて、自ら避難することが困難な人の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人の名簿を作成し、災害の発生に備え平時から避難支援などの実施に必要な限度で避難支援などの関係者に名簿情報を提供することを目的に、平成28年4月に施行された条例。

● 石狩市福祉のまちづくり条例

石狩市に居住するすべての人が、障がいの有無にかかわらず、自由に行動し、住み慣れた地域とともに支え合いながら安心して快適に暮らすことができる社会を目指すことを目的に、平成16年7月に施行された条例。

● 医療的ケア

人工呼吸器を使用するなど、日常生活を営むために医療を要する状態にある人に対して、医師や看護師のほか、保護者などが行う、たんの吸引や経管栄養などの日常的な医療に関するケアのこと。

● 医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケア児等コーディネーターは、医療的ケア児など本人の健康維持はもとより、乳幼児期、

学齢期、就労期を通じて、途切れのない一貫した支援体制を維持するために、生活の場において他職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援の調整を中心的に行う。

● 遠隔手話通訳サービス

スマートフォンやタブレット端末を利用して、総合保健福祉センター(りんくる)にいる手話通訳者による手話通訳を受けることができるサービス。

か

● 合理的配慮

障がいのある人が障がいのない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障がい・困難さを取り除くための個別の調整や変更のこと。

● 心のバリアフリー

障がいのある人などが安心して日常生活や社会生活ができるように、差別や偏見、無理解などによる意識上の障壁を取り除くこと。

さ

● 災害時避難行動要支援者(要援護者)

高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊婦など配慮が必要な人のうち、災害などが発生、または発生する恐れのある場合に、自ら避難することが困難な支援の必要がある人。

● 市町村中核子ども発達支援センター

発達の遅れに気づいた段階から、主に、児童福祉法に基づく児童発達支援や放課後等デイサービスの利用に繋がるまでの支援を行うほか、地域の連携体制の構築や人材育成などを推進する機関。

● 障害者基本法

障がい者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。法律の対象となる障がいを身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義している。国、地方公共団体などの責務を明

らかにするとともに、医療、介護、年金、教育、雇用、生活環境の整備など、障がいのある人に関わる施策の基本となる事項を定め、障がいのある人の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加の促進を規定し、「完全参加と平等」を目指すことを目的に、昭和45年5月に施行、平成23年8月に改正された。

● 障害者虐待防止法

障害者虐待防止法(正式には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」)は、障がいのある人に対する虐待を防止し、権利・尊厳を守ることにより、障がいのある人の自立及び社会参加を促すことを目的に、平成24年10月に施行された法律。

● 障害者差別解消法

障害者差別解消法(正式には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」)は、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的に、平成25年6月に施行された法律。

● 障害者総合支援法

障害者総合支援法(正式には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」)は、障害者自立支援法に代わって、平成25年4月に施行された法律。障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けたほか、障がい者の範囲に難病を追加するなどの見直しがされた。

● 障害者優先調達推進法

障害者優先調達推進法(正式には、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」)は、国や地方公共団体などが率先して障がい者就労施設などからの物品などの調達を推進するよう、必要な措置を講じることを定めたもので、平成25年4月に施行された法律。

● 情報・コミュニケーション条例

障がいのある人がそれぞれの障がいの特性に応じた手段により情報を取得したり、コミュニケーションしやすい環境づくりを進めるための条例。手話や点字、要約筆記など、障がいのある人が使用するさまざまなコミュニケーション手段の利用を促進する。

● 職員の対応要領

障害者差別解消法第9条及び第10条に基づき、国や地方公共団体などが、障がいを理由とする差別の禁止に関して当該機関などの職員が適切に対応することができるよう、当該機関などにおける不当な差別的取扱いの具体例や合理的配慮の好事例などを示すもの。国の行政機関などは作成が義務づけられ、地方公共団体などは努力義務とされている。

● 精神障がい地域包括ケアシステム

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたしくみのこと。

● 成年後見制度

知的障がいや精神障がいなど、判断能力に不安のある人が、財産管理やサービスの利用に際して不利益を被ることがないように、後見人や保佐人、補助人を通じて保護・支援をする制度。

● 成年後見センター

成年後見制度の利用促進のため、相談や手続きなどを支援する組織。石狩市成年後見センターは平成26年7月に開設。

た

● 地域自立支援協議会

障害者総合支援法に基づき、障がいのある人が暮らしやすい地域づくりを目標として、障がい福祉に関わる関係者が集まり、地域課題や取り組みなどについて協議を行う場。石狩市地域自立支援協議会は平成20年に設置。

● 地域生活支援拠点等

障がいのある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見すえ、居住支援のための機能(相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・育成、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるしくみ。

● 電話リレーサービス

聴覚障がいの人と聞こえる人を総合保健福祉センター(りんくる)にいる手話通訳者が「手話」や「文字」と「音声」とを通訳することにより、電話で即時双方向につながサービス。

な

● 日常生活自立支援事業

知的障がいや精神障がいなど判断能力に不安のある人が住み慣れた地域や家において自立した生活を送るために、財産管理やサービスの利用に際して不利益を被ることがないように、利用者の契約に基づいて、地域の社会福祉協議会が福祉サービスの利用援助などを行う事業。

● ノーマライゼーション

1950年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つで、「障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指す」という理念。

は

● 8050問題

80は80歳代の親、50は50歳代の子のことを指し、子のひきこもりが長期化することに伴い、親も高齢化し働けなくなり生活に困窮するなど、社会から孤立してしまう問題。

● 発達障がい

アスペルガー症候群をはじめとした広汎性発達障がい、学習症(LD)、注意欠陥多動症(ADHD)、自閉スペクトラム症(ASD)その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

● バリアフリー

障がいのある人などが日常生活を営む上での様々な障壁(バリア)となるものを取り除くこと。

● バリアフリー新法

バリアフリー新法(正式には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」)は、公共交通機関や駅などの旅客施設を中心にバリアフリー化を進める交通バリアフリー法(正式には

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」と、建築物のバリアフリー化を進めるハートビル法(正式には「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」)を統合・拡充した法律で、平成18年12月に施行された。

● ピアサポーター

同じ悩みや障がいを持つ仲間(ピア)の相談に乗ったり、サービス利用などの意思決定の際に助言を行う人。

● 福祉避難所

災害時に、高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児など、避難所生活において何らかの配慮を必要とする被災者で、介護保険施設や医療機関などに入所・入院に至らない程度の人を対象とした避難所。

●ペアレントメンター

障がいのある子どもを育てた経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが障がいの診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人。

● ヘルプカード

必要な援助や配慮の内容及び緊急連絡先などを記載し、周囲の方々に提示することにより、必要な援助などを伝えるカード。

● ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、または妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるためのマーク。

● 北海道障がい者条例

北海道障がい者条例(正式には、「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」)は、障がいがあっても安心して地域で暮らすことのできる社会づくりを目指し、障がいのある人の権利擁護と暮らしやすい地域づくりを推進することを目的に、平成22年4月に施行された条例。

● 北海道福祉のまちづくり条例

障がいのある人や高齢者、妊産婦など、行動に制限を受ける方々が自由に行動し、様々な分野に社会参加していく機会を等しく持つことができるよう、その基盤となる、建築物や道路などの公共施設や公共交通機関、生活に必要な情報を円滑に利用できる「福祉のまちづくり」を進めていくため、道、事業者及び道民の責務や整備基準、公共的施設の新築、増改築などに際しての届出などについて定めた条例。平成 10 年4月施行。

や

● ユニバーサルデザイン

年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、だれもが等しく使いやすいように配慮したまちづくりやものづくり、情報やサービスの提供を進め、だれもが生活しやすい社会環境をつくっていくという考え方。